

和泊町農業集落排水事業経営戦略

(2018年度～2027年度)

平成31年3月

和 泊 町

目 次

第Ⅰ章 経営戦略策定の趣旨.....	1
1. 経営戦略の位置付け.....	2
2. 計画期間.....	2
第Ⅱ章 農業集落排水事業の現状と課題.....	3
1. 事業の役割.....	3
2. 事業の現況.....	4
3. 事業の課題.....	20
第Ⅲ章 計画の基本的方向.....	21
1. 目指す姿.....	21
2. 基本方針.....	21
3. 施策の体系.....	22
4. 目標指標.....	23
第Ⅳ章 効率化・経営健全化へ向けた施策.....	24
1. 快適な生活環境の実現.....	24
2. 安定した経営基盤の確立.....	25
3. 持続可能な施設運営の構築.....	27
第Ⅴ章 投資・財政計画 (収支計画).....	29
1. 推計の基本的な考え方.....	29
2. 投資計画.....	30
3. 投資以外の事業計画 (固定的経費).....	32
4. 財源計画.....	33
5. 投資・財政計画 (収支計画).....	36
6. 収支計画から検討すべき項目.....	40
第Ⅵ章 計画の進行管理.....	42
参考資料.....	43

第 I 章 経営戦略策定の趣旨

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活排水などを処理する施設の整備により農業用水の汚濁を防止し、農業用水路、河川等の公共用水域の水質保全や農業生産性の向上、及び農村生活環境の改善を図ることを目的としております。そのため、農業を基幹産業とする本町においては重要な主要施策の一つであると言えます。

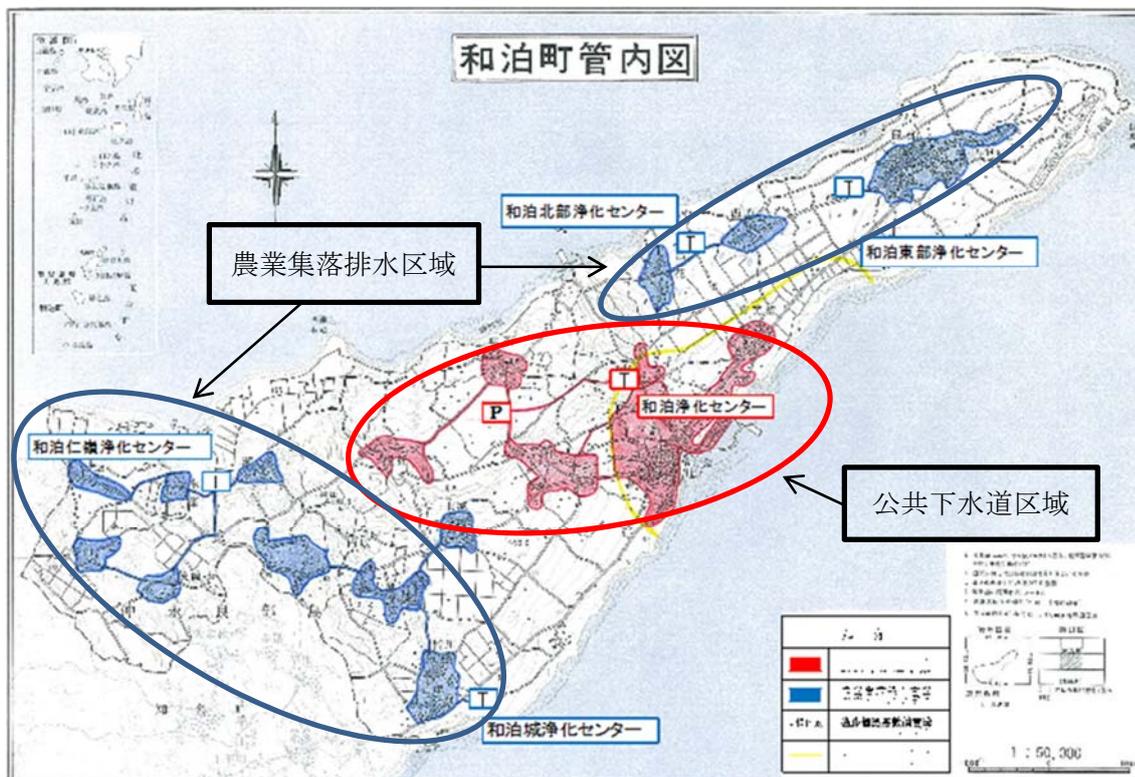
本町においては、平成11年3月に東部処理区から供用開始、現在は供用後約20年を経過し、各浄化センター施設の保守点検費や老朽化に伴う維持・改修費が年々増大している状況にあります。

そのうえ、近年の本町における人口減少や高齢化、離島固有の自然環境や地理的条件、厳しさを増す町財政など、将来にわたり安定した経営を行い、その目的を達成していくために、効率化・安定化等の経営基盤強化へ向けた一層の取組が求められているところであります。

このため、本町では、現状や課題等を踏まえ長期的な視点から、公営企業経営を行っていくうえで、本経営の推進の基本となる「和泊町農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。

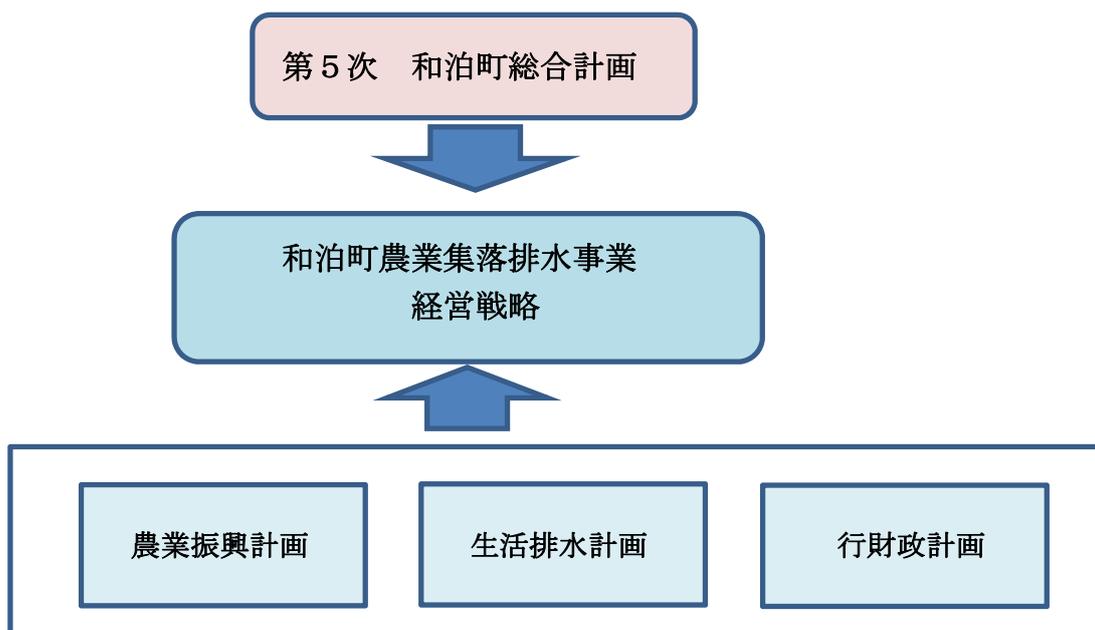
具体的には、今後10年間（2018年度～2027年度）を見通した農業集落排水事業の維持管理費・使用料収入等の管理運営面における取組の方向性や財政面の見通しを明らかにしております。

なお、本経営戦略では、戦略の事後検証・更新等について進捗管理を行うとともに、策定後において新たな経営健全化策や財源確保に関する取組等が具体化した場合には、その内容等を随時追加していきます。



1. 経営戦略の位置付け

本戦略の策定にあたっては、町の最上位計画である「第5次和泊町総合計画」に位置付けられた施策を反映することとします。また、行財政、農業振興及び生活排水処理に係る計画との整合を図ることとします。



2. 計画期間

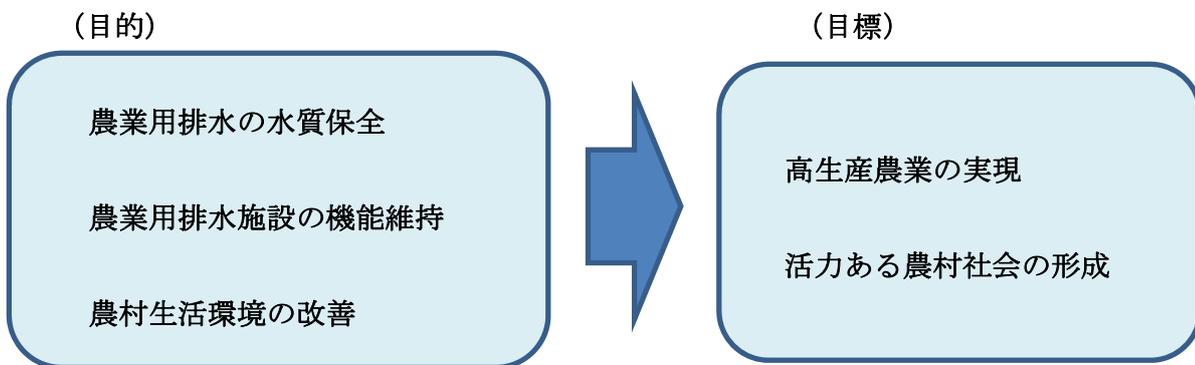
本戦略の計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。本期間における事業及び運営・管理における取組の方向性や財政収支の見通しを明らかにします。なお、期間内において、社会情勢や町財政などの環境変化等により、策定した内容に乖離が生じてきた場合には、速やかに見直しを行うものとします。

第Ⅱ章 農業集落排水事業の現状と課題

1. 事業の役割

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としており、生活環境基盤としての役割と水環境の保全という社会的意義を併せ持っています。

農村地域は都市地域と異なり、生産と生活の場が一体不可欠の関係にあるとともに、良好な水循環系や生活雑排水の自然浄化機能、有機物の循環系を有しています。特に本町では、小規模集落から中規模の集落まで農業基盤を中心に様々な集落単位での生活拠点が形成されています。このような本町農村地域の特性を有効に活用するため、農業集落排水事業では、少数の集落を単位として汚水の浄化を行う、小規模分散方式を採用しています。



2. 事業の現況

(1) 施設の整備状況

本町の下水道事業は、「快適な生活環境や美しい自然を未来に繋ぐ」ことを目的に、公共下水道地区（和泊・手々知名・上手々知名・喜美留）と農業集落排水地区（公共下水道地区と伊延字を除く16字を5地区に分配）の2地区を平成5年度から下水道事業整備を実施し、平成11年3月に公共下水道施設の一部と農業集落排水東部処理区が供用を開始しました。その後、平成12年度に北部処理区、平成14年度に中部処理区と仁嶺処理区、平成17年3月に城処理区で供用が開始され、平成22年度には全地区での事業がほぼ完成しました。

【事業の概要】

供用開始年度	1998（平成11年）年度	区域面積整備率	100.0%
供用開始後年数	20年	処理区域内人口密度	14.3
地方公営企業法の適用有無	無	水洗化率	82.0%
全体計画面積	188ha	最適化の実施状況	平成29年度より中部処理区を特定環境保全事業として和泊処理区へ移行中
現在処理区域面積	188ha		
行政区域内人口	6,576人		
処理区域内人口	2,695人		
水洗化人口	2,210人		

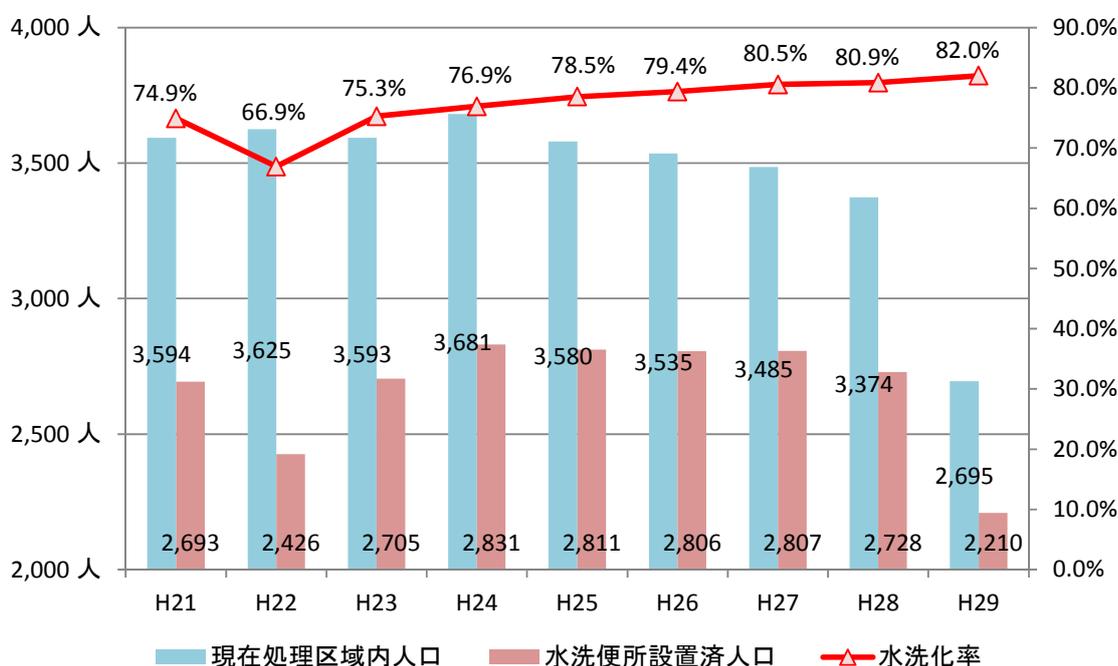
資料：和泊町資料をもとに作成

(2) 農業集落排水による水洗化の状況

水洗化人口（水洗化率）は、処理区域内において農業集落排水への接続を完了している人の数を示すものであり、水洗化率は、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表しています。下図を見ると平成27年度には80%台を超え、平成29年度には処理区域内人口の見直しもあり、82.0%で順調に推移しています。

処理区域内人口は平成27年に3,500人を割り、減少傾向にあります。平成29年には、中部処理区を下水道区域に編入したため、処理区域内人口は2,695人と大幅に減少しました。一方、地区別の水洗化率の推移をみると、平成24年から平成30年までの6年間で中部地区、仁嶺地区、城地区の3地区が10%を超える伸び率で推移するなど人口減少とは相反して水洗化率は向上しています。

【人口及び水洗化の推移】



資料：和泊町資料をもとに作成

【地区別の人口及び接続率推移】

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
東部地区							
人口	1,033	1,074	1,054	1,049	1,035	1,016	1,012
農業集落排水対象人口	977	1025	1006	1005	989	971	965
農業集落排水接続人口	841	854	830	836	828	817	817
接続率	86.1%	83.3%	82.5%	83.2%	83.7%	84.1%	84.7%
北部地区							
人口	532	527	537	514	504	480	474
農業集落排水対象人口	531	525	536	513	503	478	472
農業集落排水接続人口	403	386	406	378	377	360	362
接続率	75.9%	73.5%	75.7%	73.7%	75.0%	75.3%	76.7%
中部地区							
人口	779	781	756	752	736	697	703
農業集落排水対象人口	719	733	710	706	687	660	663
農業集落排水接続人口	494	530	533	541	542	522	526
接続率	68.7%	72.3%	75.1%	76.6%	78.9%	79.1%	79.3%
仁嶺地区							
人口	506	500	491	500	489	467	458
農業集落排水対象人口	413	412	398	398	392	379	371
農業集落排水接続人口	293	327	322	332	328	320	313
接続率	70.9%	79.4%	80.9%	83.4%	83.7%	84.4%	84.4%
城地区							
人口	1,006	1,034	981	964	970	946	938
農業集落排水対象人口	953	986	930	913	914	886	887
農業集落排水接続人口	674	741	720	719	732	709	718
接続率	70.7%	75.2%	77.4%	78.8%	80.1%	80.0%	80.9%

注：中部地区は平成29年度より和泊処理区へ編入

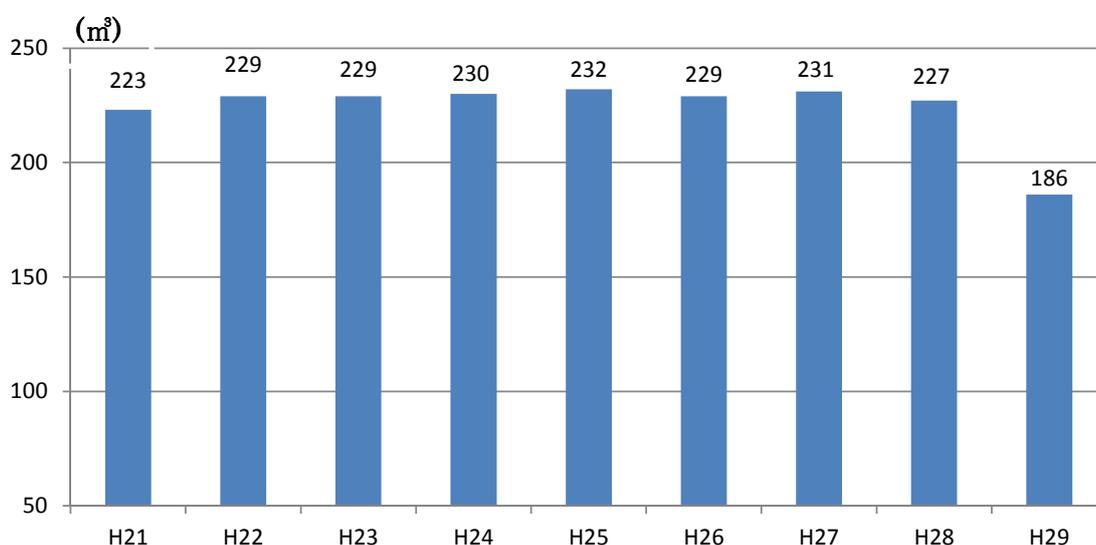
(3) 有収水量の状況

有収水量は、農業集落排水処理施設で処理した汚水の量から、雨水の流入等により発生する不明水の量を控除したものであり、実際に使用者が排出した汚水の量を示しています。

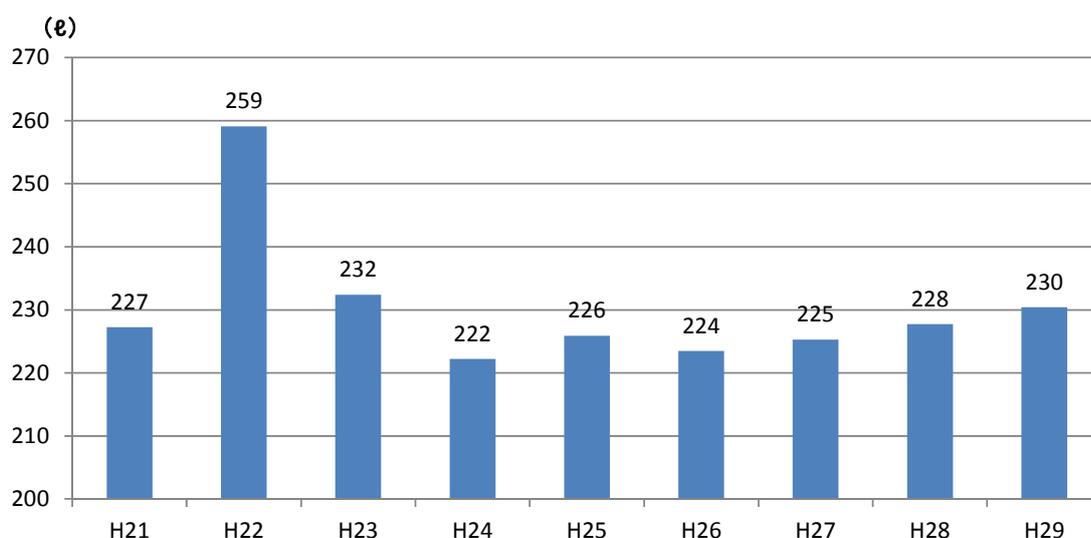
過去9年間の推移を見ると、下水道処理施設である和泊浄化センターへ中部処理場を統合した平成29年度を除き、ほぼ220千 m^3 で推移しています。また、一日一人当たりの使用水量の推移を見ると、人口減少に伴い一人当たりの有収水量は増加傾向にあります。

農業集落排水処理施設使用料は、本町では使用料に応じた従量制を採用しているため、有収水量の増減は直接的に使用料収入に影響します。

【有収水量の推移】



【一日一人当たり使用水量の推移】



(4) 老朽化の状況

建物及び管路の耐用年数は50年ですが、現時点ではこの耐用年数を超えて使用している地区はありません。但し、東部地区が供用開始から20年を経過し、設備の腐食・経年劣化等が進行しています。そのため、平成27度から和泊一期地区（東部地区・北部地区）を皮切りに、既存施設の機能強化対策事業を実施しております。将来的には管路の更新に多大な費用を要することが見込まれており、計画的な更新に努めていく必要があります。

また、離島地域の特性として和泊町は台風の常襲地帯でもあり他地域に比較して処理施設等において老朽化の進行が早いという特徴があります。

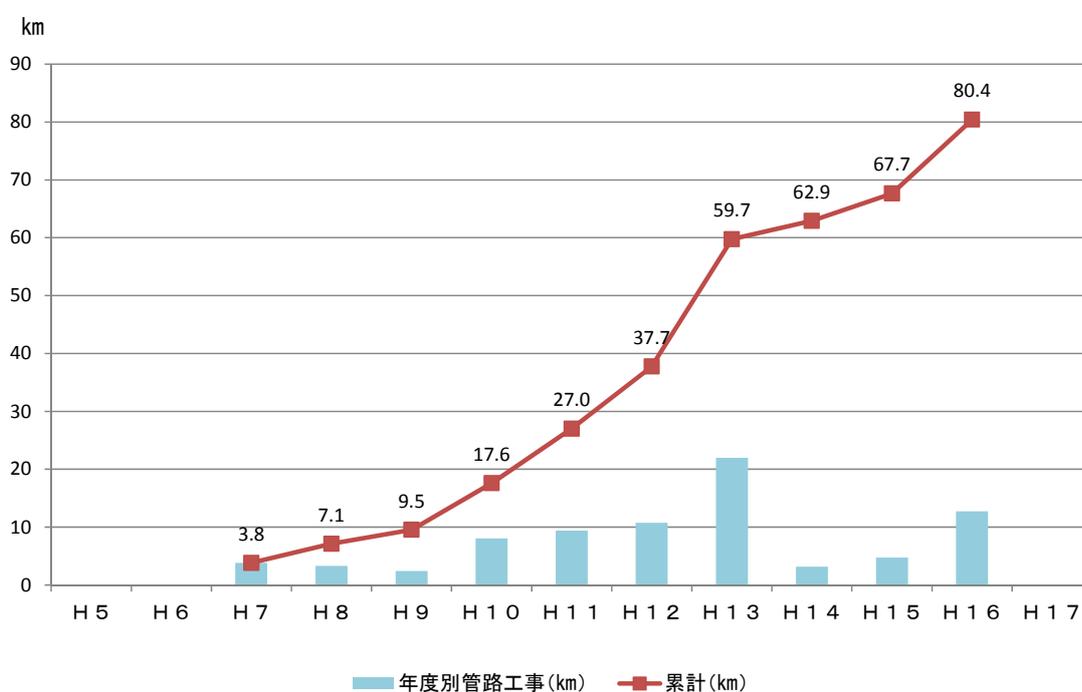
【主要施設の供用開始時期と標準耐用年数】

施設名称	建物用途区分	構造	建築取得金額 (千円)	供用開始	平成30年度末 時点経過年数	標準耐用年数 (50年)満了時期
東部浄化センター	処理場・加工場	鉄筋コンクリート	347,000	1999年1月	20	2049年1月
北部浄化センター	処理場・加工場	鉄筋コンクリート	227,783	2000年4月	18	2050年4月
中部浄化センター	処理場・加工場	鉄筋コンクリート	264,379	2002年4月	16	2052年4月
仁嶺浄化センター	処理場・加工場	鉄筋コンクリート	169,199	2002年4月	16	2052年4月
城浄化センター	処理場・加工場	鉄筋コンクリート	363,838	2004年5月	14	2054年5月
ポンプ場(国頭)	ポンプ室	鉄筋コンクリート	5,595	1999年3月	19	2049年3月
ポンプ場(北部)	ポンプ室	鉄筋コンクリート	934	2000年3月	18	2050年3月
ポンプ場(永嶺)	ポンプ室	鉄筋コンクリート	3,651	2002年12月	16	2052年12月
ポンプ場(後蘭)	ポンプ室	鉄筋コンクリート	3,819	2002年12月	16	2052年12月
ポンプ場(大城)	ポンプ室	鉄筋コンクリート	3,511	2003年2月	16	2053年2月
ポンプ場(玉城)	ポンプ室	鉄筋コンクリート	3,048	2004年3月	15	2054年3月
資源循環施設	処理場・加工場	鉄筋コンクリート	62,998	2007年2月	11	2057年2月

年度別に農業集落排水事業における管路の整備状況をみると、平成7年度に管路工事が開始され、平成16年度に終了するまで集中的に整備が実施されています。敷設延長は約80キロメートル、5つの処理施設を中心に町内の農村集落地区を網羅する農業排水処理施設が完成しております。

今後は、管路整備が集中的になされたため、耐用年数を経過する時期も同じになることが予想され、計画的な更新投資が必要となっています。

【農村集落排水事業における管路の年度別敷設延長】



資料：和泊町資料をもとに作成

(5) 地区別の工事状況

地区別の工事状況をみると、平成7年度から平成16年度の10年間で処理施設、管路施設、中継ポンプ施設の整備が集中的に実施されています。工事費別の内訳は、処理施設1,423百万円、管路施設3,964百万円、中継ポンプ施設688百万円となっています。管路工事と同様、処理施設、中継ポンプ施設も耐用年数を経過する時期が集中するため、計画的な更新投資が必要となります。

【地区別工事費一覧】

単位：千円

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	工事別合計
	処理施設			182,480	176,770	5,800						365,050
東部地区	管路施設	283,288	252,170	106,997	167,560							810,015
	中継ポンプ施設				67,450							67,450
	処理施設				187,883	34,860	5,040					227,783
北部地区	管路施設			86,090	187,104	216,781	26,800					516,775
	中継ポンプ施設					50,128	18,000					68,128
	処理施設						264,379					264,379
中部地区	管路施設				63,990	314,237	334,763	121,801	2,478			837,269
	中継ポンプ施設						95,748	74,650	28,800			199,198
	処理施設						5,300	169,199	3,972			178,471
仁嶺地区	管路施設					45,400	191,214	301,292	74,138			612,044
	中継ポンプ施設								117,995			117,995
	処理施設								387,518			387,518
城地区	管路施設						48,367	740,474	102,878	241,312	55,048	1,188,079
	中継ポンプ施設							77,065	4,200	154,030		235,295
	年度別合計	283,288	252,170	375,567	850,757	667,206	989,611	1,484,481	721,979	395,342	55,048	6,075,449

資料：和泊町資料をもとに作成

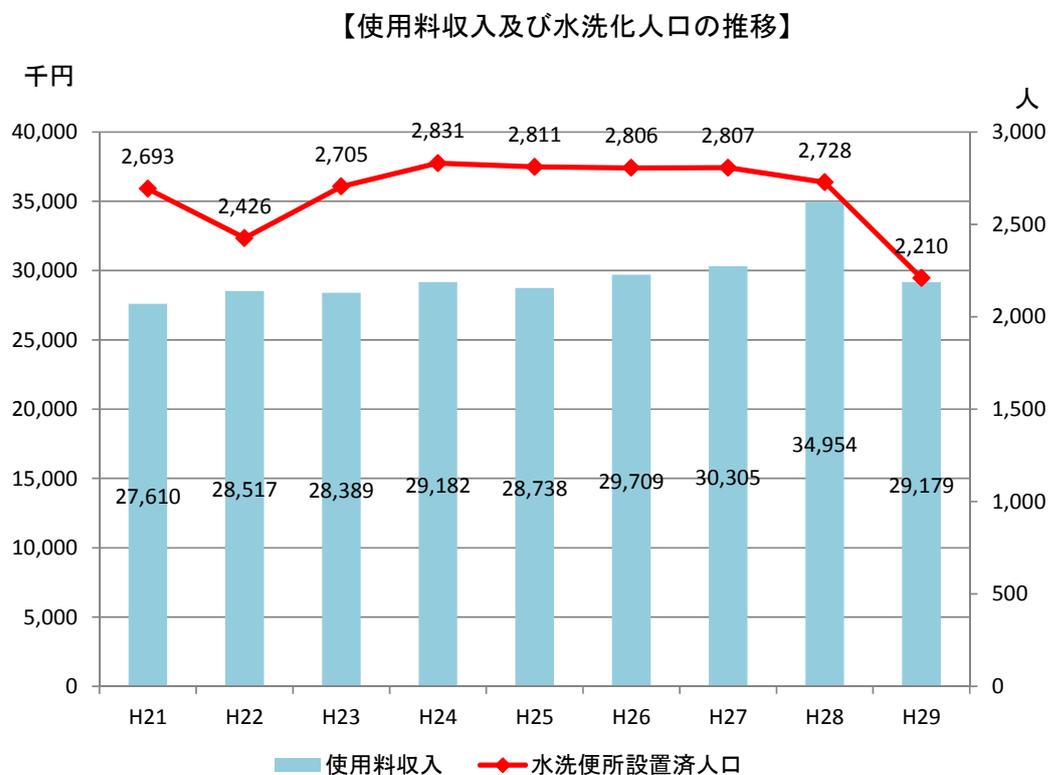
(6) 職員の状況

平成30年度現在で、農業集落排水事業に関与している職員は生活環境課の下水道係3名です。下水道係は事務担当者1名、農業集落排水事業担当者1名、下水道事業担当者1名で構成されています。生活環境課職員の給与は、すべて各事業会計が負担しており、農業集落排水事業特別会計からは1名分の給与を負担しています。農業集落排水事業の供用開始までは、下水道課が業務を担っていましたが現在は、生活環境課へ組織変更のうえ必要最低限の人員で業務を遂行しております。

(7) 経営の状況

①使用料収入の状況

本町の使用料は、使用量に応じて使用料を算定するという「従量制」を採用しております。使用量に応じて使用料算定する「従量使用料金体系」は合理的なものであります。しかし、使用量の変動することに対応して使用料収入も変動することから、使用量が過小な場合は、使用量に係りなく固定的に発生する経費を賄えないという事態が生じる可能性があります。



②使用料金改定の推移

本町での使用料金改定の推移をみると、平成12年度と平成26年度の消費税法改定に伴い二度の使用料の改訂を行いました。また、消費税法改定以外には、平成27年5月、低迷する使用料金収入、増加する維持管理費用等に対応するため、将来に備えて使用料金の改定を実施しました。今後も少子高齢化や設備の老朽化対策がより必要となることが予想され、弾力的な料金改定に取り組んでいく必要があります。

【現行の料金表（税込）】

基本料金	水量料金		
1世帯につき 756円	1m ³ ～10m ³	m ³ 当り	97円
	11m ³ ～30m ³	m ³ 当り	102円
	31m ³ ～50m ³	m ³ 当り	108円
	51m ³ ～100m ³	m ³ 当り	113円
	100m ³ 以上	m ³ 当り	118円

【料金の変遷（税込）】

適用年月日	基本料金	水量料金			月30m ³ の利用料金
平成12年4月1日～ 消費税法5%適用	1世帯につき 472円	1m ³ ～10m ³	m ³ 当り	94円	3,442円/月
		11m ³ ～30m ³	m ³ 当り	99円	
		31m ³ ～50m ³	m ³ 当り	105円	
		51m ³ ～100m ³	m ³ 当り	110円	
		100m ³ 以上	m ³ 当り	115円	
平成26年4月1日～ 消費税法に伴う改定 消費税率8%	1世帯につき 486円	1m ³ ～10m ³	m ³ 当り	97円	3,546円/月
		11m ³ ～30m ³	m ³ 当り	102円	
		31m ³ ～50m ³	m ³ 当り	108円	
		51m ³ ～100m ³	m ³ 当り	113円	
		100m ³ 以上	m ³ 当り	118円	
平成28年5月1日～ 使用料金改定	1世帯につき 756円	1m ³ ～10m ³	m ³ 当り	102円	4,146円/月
		11m ³ ～30m ³	m ³ 当り	113円	
		31m ³ ～50m ³	m ³ 当り	116円	
		51m ³ ～100m ³	m ³ 当り	120円	
		100m ³ 以上	m ³ 当り	126円	

使用料を大島郡内の市町村と比較すると、一般家庭の1ヶ月20 m³あたり使用料では、本町は2,906円で喜界町の2,950円に次ぐ高水準となっている。ただし、国から示されている下水道使用料は月3,000円/20 m³であり、平成31年度の消費税引き上げ対応とともに使用料の見直しを検討する必要があります。

【大島郡内市町村下水道料金比較一覧表】

単位：円

市町村名	基本料金	10m ³	20m ³	30m ³
和泊町				
公共下水道	756	1,776	2,906	4,036
農業集落排水				
知名町				
公共下水道	540	1,345	2,690	4,145
農業集落排水				
奄美市				
公共下水道	700	1,566	2,592	3,672
農業集落排水	600	1,458	1,620	2,376
宇検村				
農業集落排水	1,300	2,052	2,700	3,348
大和村				
農業集落排水	1,000	1,620	2,160	2,700
瀬戸内町				
農業集落排水	1,300	2,106	2,808	3,510
喜界町				
農業集落排水	1,130	2,040	2,950	3,860
徳之島町				
公共下水道	500	1,404	2,484	3,672
与論町				
農業集落排水	0	1,004	2,008	3,013

③経費回収率の状況

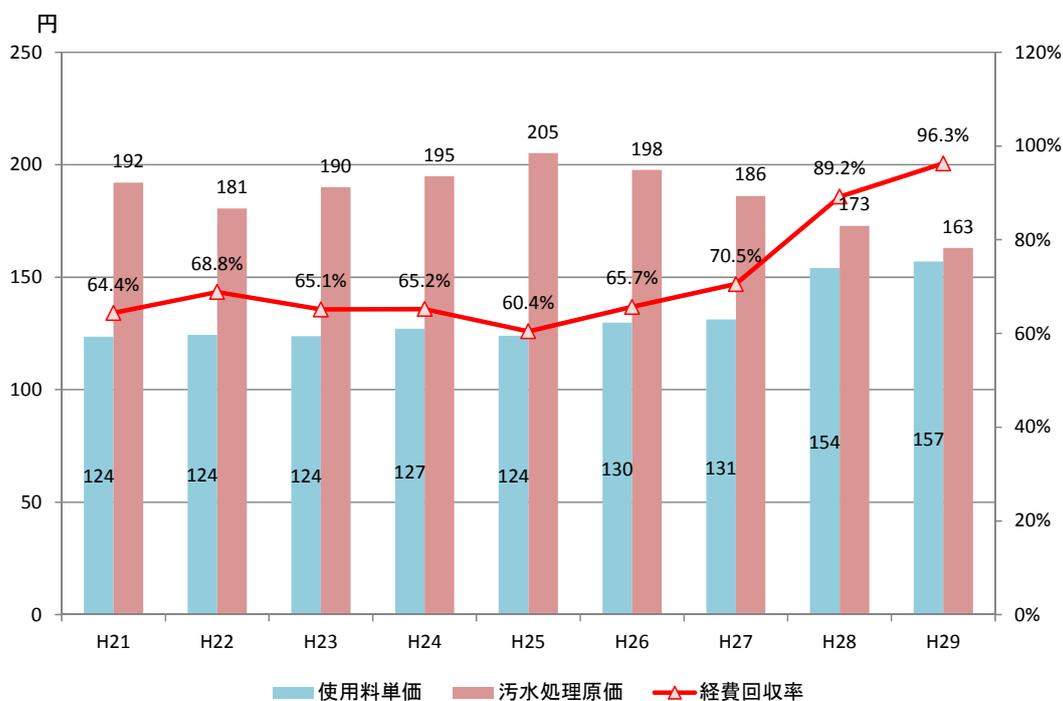
経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料の回収程度を示す指標です。一方、汚水処理原価は有収水量 1 m³当りの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。よって経費回収率が 100%を下回っているということは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われていることを意味するため、「適正な使用料の確保」、「汚水処理費の削減」が必要となります。

本町は平成 27 年 5 月に使用料金の改定を実施、平成 28 年度は年間使用料が 4,649 千円増額するなど改定効果がみられ、平成 29 年度には処理区域の見直しもあり経費回収率は 96.3% と大幅に改善しています。

【使用料単価の推移】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用料収入(千円)	28,738	29,709	30,305	34,954	29,179
有収水量 (m ³)	231,762	228,915	230,811	226,760	185,856
使用料単価(円)	124.00	129.78	131.30	154.15	157.00

【経費回収率の推移】



資料：和泊町資料をもとに作成

④維持管理費

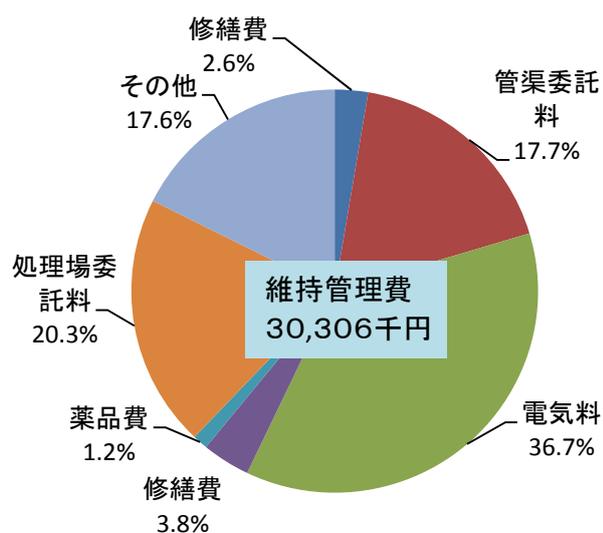
維持管理費は「管渠費」、「ポンプ場費」、「処理場費」、「その他」の項目で構成されています。平成29年度の内訳をみると「電気料」が36.7%で最も多く、次いで「処理場の管理委託料」20.5%、「管渠の委託料」17.7%と続いています。

一般的に汚水処理費用は、維持管理費に資本費（設備投資時の地方債等利息と償還金）を加えた費用を表します。

【平成29年度 維持管理費の内訳】

大項目	中項目	項目	金額(千円)	構成比
維持管理費	管渠費	修繕費	799	2.6%
	管渠費	委託料	5,374	17.7%
	処理場費	電気料	11,127	36.7%
	処理場費	修繕費	1,161	3.8%
	処理場費	薬品費	360	1.2%
	処理場費	委託料	6,148	20.3%
	その他	その他	5,337	17.6%

資料：和泊町資料をもとに作成



資料：和泊町資料をもとに作成

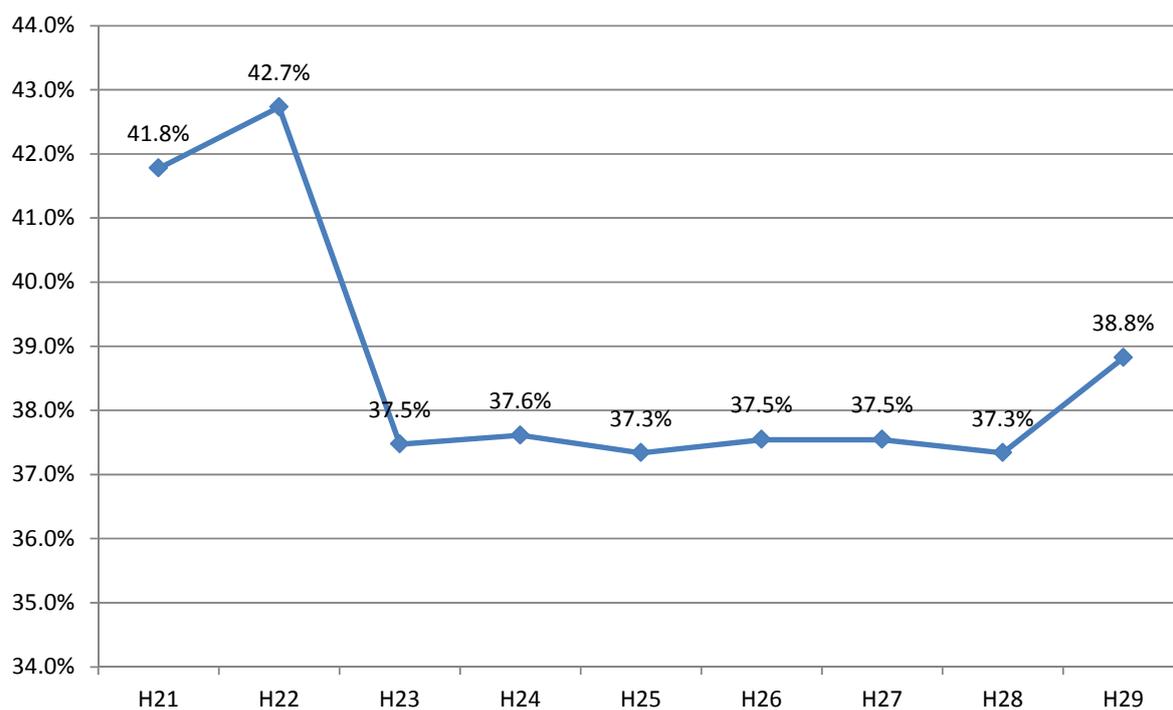
⑤施設稼働率

施設稼働率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合を表している。施設の利用状況や適性規模を判断する指標である施設稼働率をみると、本町では平成28年度で37.3%となっています。

これを類似団体の平均値と比較してみると、類似団体の平成28年度の平均値は63.6%であり、本町は類似団体平均値を大きく下回っています。

これは、町内の汚水処理施設の処理能力に対して実際の処理量が少ないということであり、施設整備が過剰になっているともいえます。今後、管渠および施設の更新投資を行う際は、その必要性、規模、近隣施設との統廃合等について慎重に検討していくことが必要です。

【施設稼働率の推移】



資料：和泊町資料をもとに作成

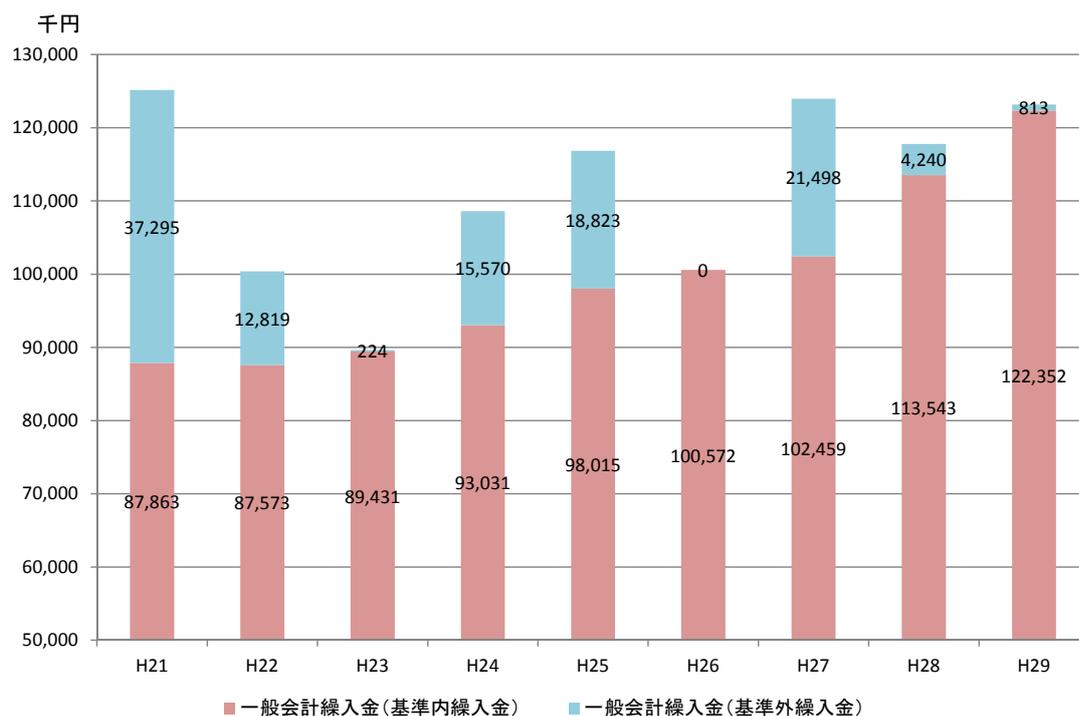
⑥一般会計繰入金の状況

一般会計繰入金は、一般会計が繰り出した繰出金を農業集落排水事業特別会計が繰り入れたものであり、一般会計繰入金のうち基準内繰入金は、総務省の基準に基づき使用料収入によって賄うことが適当でない費目等に対して繰り入れたものです。また、基準外繰入金は、それ以外の費用等に対して繰り入れたものです。

現在、この一般会計繰入金は、維持管理費の一部を賄うほか、大部分は地方債償還に要する費用に充てられます。

町の財政状況等を勘案すると、できるだけ一般会計繰入金に依存しない収益体制を構築していくが必要になってきます。

【一般会計繰入金の推移】

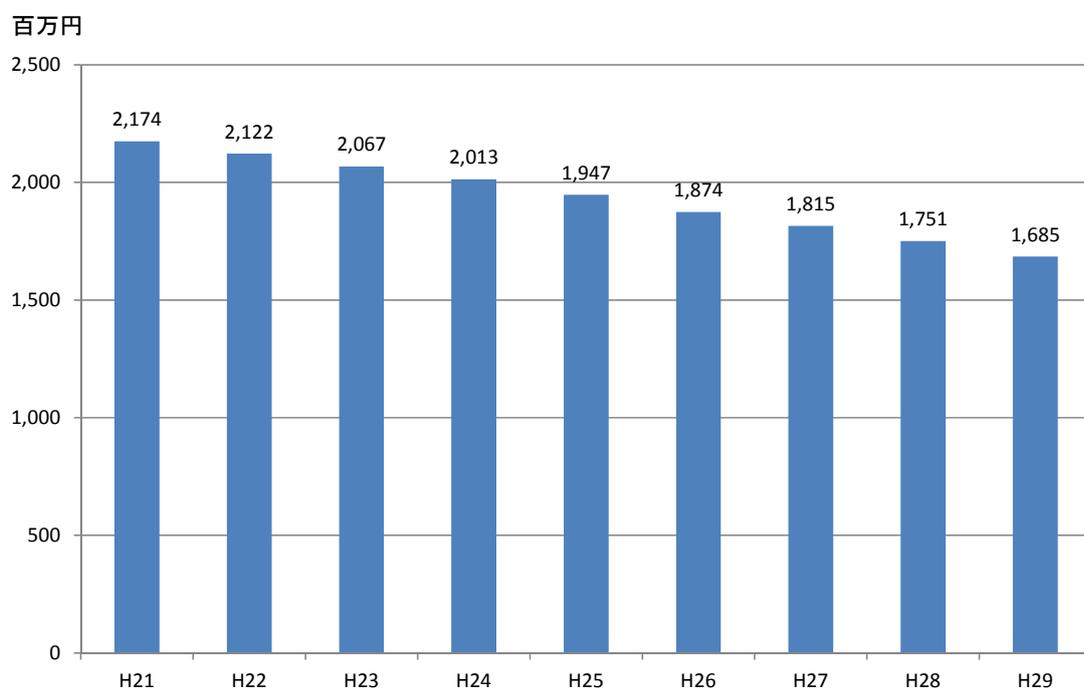


資料：和泊町資料をもとに作成

⑦地方債残高の状況

地方債残高は、施設を建設する際に発行した地方債の債務残高です。平成5年から平成11年まで継続して建設事業を実施してきたため、債務残高は上昇を続けてきました。しかし、平成21年からは新規の処理施設の建設を実施していないため減少に転じています。今後は、塩害や台風被害等により老朽化した処理施設の更新投資や長寿命化投資、機能強化投資等が必要となり、地方債の発行額は増加する見込みです。

【地方債残高の推移】



資料：和泊町資料をもとに作成

【企業債元利償還金対料金収入比率の推移】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
企業債償還金(千円)	162,760	162,254	169,444	162,943	155,755	143,397	123,978	113,580	109,032
企業債利息(千円)	37,103	35,919	34,816	33,543	32,061	30,401	28,694	26,163	24,420
使用料収入(千円)	27,610	28,517	28,389	29,182	28,738	29,709	30,305	34,954	29,179
企業債元利償還金 対料金収入比率	7.2	6.9	7.2	6.7	6.5	5.9	5.0	4.0	4.6

(8) 経営指標の状況

総務省は各公営企業の経営状況及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」の公表を義務付けており、本町の農業集落排水事業も以下の指標により類似団体と比較及び分析を行うこととされています。

各指標を類似団体と比較すると、「収益的収支比率」、「経費回収率」、「汚水処理原価」は類似団体平均を上回っていますが、「使用料単価」、「施設利用率」は類似団体平均を下回っています。「水洗化率」はほぼ類似団体平均を維持しており、今後は使用料単価の引上げと施設利用率の改善等も検討していく必要があります。

【類似団体との経営指標の比較】

経営指標	望ましい方向	和泊町 (平成 28 年度)	類似団体平均 (平成 28 年度)
収益的収支比率	↑	85.4%	80.7%
使用料単価	↑	154.15(円/m ³)	161.89(円/m ³)
経費回収率	↑	89.2%	52.4%
汚水処理原価	↓	172.2(円/m ³)	309.21(円/m ³)
施設稼働率	↑	37.3%	63.6%
水洗化率	↑	80.9%	81.4%

注：「経費回収率」、「汚水処理原価」は分流式下水道等に要する経費控除前の数値

注：類似団体は総務省の指導により作成する経営比較分析表に準じて設定

注：類似団体平均値は加重平均により平均値を算出。「収益的収支比率」は法非適用企業のみを計算対象とする

3. 事業の課題

(1) 施設整備面からみた課題

①長寿命化対策への取組強化

本町においては、管渠の整備は終了して間もないため、近々更新投資の必要はありません。しかしながら、処理センターやポンプ場などの施設において深刻な塩害がみられる場所もあり、そうした箇所の修繕や長寿命化対策が必要となっております。

現在の稼働状況や近隣施設との連携可能性などを精査したうえでストックマネジメント計画を策定して十分な検討をしていく必要があります。

②処理施設の統合・廃止

本町においては、施設利用率が類似団体平均値を大きく下回った 37.3%となっており、施設の効率的運用が求められています。そのためには隣接する農業集落排水処理施設や公共下水道事業を編入するなど、効率的に施設の利用率を高めていく必要があります。

現在、中部地区の農業集落排水事業を下水道処理区の和泊処理センターへ編入しつつありますが、同様の施策をさらに拡大していくことも検討する必要があります。

(2) 財務（経営）面からみた課題

①適正な使用料収入の確保

本町農業集落排水事業では、経費回収率が 100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われている状況にあります。また、類似団体平均値も下回っており、適正な使用料収入を確保することが喫緊の課題となっております。

使用料収入を確保するためには、使用料を引き上げるか、普及率を上げて、利用者を増やすしかありません。

短期的には使用料の改定を検討し、長期的には利用者を増やす方策を検討していくことが求められます。

②施設利用率の向上

本町の農業集落排水事業の施設利用率は 37.3%と類似団体平均値も大きく下回っています。少子高齢化、人口減少の中、一人当たり汚水量も減少傾向にありますが施設利用率を引き上げることで使用料収入確保につながり、効率化を図ることで汚水処理価額を引き下げることが可能となります。

そのためには、ストックマネジメント計画によって長期的に適正な設備を維持していくことが求められます。

第Ⅲ章 計画の基本的方向

1. 目指す姿

農業集落排水事業は、処理水の農業用水としての再利用や発生汚泥の農地還元の推進など、地域内の資源循環利用システムの事業を基本理念としており、農業が基幹産業である本町にとっては公共性の高い事業と言えます。

一方で、少子高齢化の進行、離島固有の自然環境や地理的条件、厳しさを増す町財政など農業集落排水事業の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあり、経営の観点からの改善が求められています。

そのため本町では「快適な生活環境や美しい自然を未来に繋ぐ」を目指す姿とし、本経営戦略を策定するものとします。



2. 基本方針

第Ⅱ章で整理した課題に対応するため、「快適な生活環境と良好な水環境の実現」、「安定した経営基盤の確立」、「持続可能な施設運営の構築」の3つの基本方針を設定します。

【基本方針1】 快適な生活環境と良好な水環境の実現

農業集落排水の普及拡大により、事業の基本的役割を果たしていきます。

【基本方針2】 安定した経営基盤の確立

経営の効率化と収支の改善により、経営基盤の強化を図っていきます。

【基本方針3】 持続可能な施設運営の構築

施設の老朽化対策、統廃合等により将来にわたって持続可能な污水处理サービス体制を確立します。

3. 施策の体系

目指す姿と3つの基本方針に基づき、次の施策・取組みを展開します。

基本方針		施策・取組み
1	快適な生活環境の実現	(1) 農業集落排水の普及拡大 ①水洗化率向上の取組み ②接続人口の拡大 (2) 施設の適正な維持管理 ①維持管理の充実 ②適正な処理能力の確保
2	安定した経営基盤の確立	(1) 安定した財政運営 ①使用料収入の確保 ②維持管理費の抑制 ③地方債残高の縮減 (2) 経営の効率化 ①民間活力の活用 ②広域化・共同化の取組強化
3	持続可能な施設運営の構築	(1) 施設の老朽化対策 ①ストックマネジメント計画の策定 ②施設の長寿命化工事の推進 ③施設の統合・廃止の検討 (2) 町民参加の推進 ①農村コミュニティの維持・活性化

4. 目標指標

農業集落排水事業は、公共の福祉と効率的な経営の推進の双方を両立させ、必要な住民サービスを長期にわたり安定的に継続することを可能にしなければなりません。

目指すべき理想の姿としては、普及率および水洗化率を向上させ、汚水処理費用を農業集落排水使用料で賄えるようにすることです。最終的には経費回収率 100%、水洗化率 100%を目指しますが、本経営戦略の最終年度である 2027 年度に、経費回収率で 97.5%、水洗化率で 87.0%を目指します。

目標指標	望ましい 方向	現在	中間年度目標	最終年度目標
		2017 年度	2023 年度	2027 年度
経費回収率 (%)		96.3	97.0	97.5
水洗化率 (%)		82.0	85.0	87.0

第Ⅳ章 効率化・経営健全化へ向けた施策

1. 快適な生活環境の実現

(1) 農業集落排水の普及拡大

農業集落排水事業は、住民からの要望を踏まえたうえで、コストや必要性等を町で総合的に勘案して整備を決定する事業であります。本町でも平成11年3月より、住民が生活排水設備を農業集落排水施設に接続することによって水環境の保全と生活環境の向上が図られました。引き続き、快適な生活環境を維持するために、より一層の啓発活動等により水洗化率向上の取組みを進めていきます。また、新たに農業集落排水事業区域において住宅の新築等が行われる際は積極的な啓発活動に取組み、接続人口を拡大していきます。

①水洗化率向上の取組み

- ・定期的に町報への掲載や個別訪問を実施して接続の案内や啓発活動等を行っていきます。
- ・比較的新しい地区において水洗化率が伸び悩んでいる状況があるため、重点的に啓発活動を行っていきます。

②接続人口の拡大

- ・すでに施設を供用開始している地区において、農業集落排水への接続が必要と認められる住宅の新築等がある場合は、積極的な誘致活動に取組み、接続人口の拡大に努めます。

(2) 施設の適正な維持管理

農業集落排水事業は、生活排水を適正に処理することにより、農業用排水の水質保全、農村の生活環境の改善といった役割を果たすこととなります。このため、その機能を持続的に確保する観点から維持管理の充実を図るとともに、適切な処理能力の確保を図っていきます。

①維持管理の充実

- ・機能低下を予防する観点から、農業集落排水処理施設の点検基準にしたがって日常点検等を行うとともに、適時に消耗品交換や修繕を行っていきます。
- ・施設の老朽化対策を効率的かつ効果的に推進していくため、ストックマネジメント計画を策定したうえで、長寿命化工事を実施していきます。

②適正な処理能力の確保

- ・人口変動に合わせて施設の機能強化や統合を実施し、今後の水洗化人口等を勘案しながら適正な処理能力を確保していきます。

2. 安定した経営基盤の確立

(1) 安定した財政運営

これまで本町の農業集落排水事業は、町民の負担増に配慮するとともに、近隣市町村の料金を参考としながら平成27年4月に使用料の改定を実施し、収入の確保に努めてきました。

これらの改定により、農業集落排水事業の経費回収率は一時的に改善してきましたが、財源の大部分を一般会計からの繰入金に頼っている状況は依然として継続しています。これは、農業排水の普及を重視して建設事業への投資を集中して行ってきた結果、公債費が整備期間中に増加したことが要因でもあります。

このように、収入の不足分を一般会計に頼ることは、農業集落排水の事業区域外の町民に維持管理費を負担させていることになるため、住民負担の公平性の観点からも、可能な限り繰入額を削減していく必要があります。今後も引き続き、地方債の圧縮に取り組むことはもちろんのこと、将来にわたって施設を持続させていくために、適正な受益者負担のあり方について検討を重ねていく必要があります。

①使用料収入の確保

- ・水洗化率の向上により、使用料による収入の増加を図ります。
- ・使用者負担の公平性と一般会計からの繰入金を縮減することで安定した財源を確保するために適正な使用料の改定に引き続き取り組んでいきます。

②維持管理費の抑制

- ・管路の老朽化による雨水の侵入を調査し、漏水箇所を補修することにより、処理水量の抑制を図ります。
- ・施設の補修や機能強化等に取り組む際は、隣接町と共同で資材を購入するなど材料費のコスト削減を図っていきます。

③地方債残高の縮減

- ・有利な補助金の活用や自主財源の確保等により、地方債の抑制に努めていきます。
- ・国の公的資金補償金免除繰上償還制度が適用となる場合はこれを活用し、支払利息の軽減に努めます。

(2) 経営の効率化

離島という地理的条件では短期的な人口増加は期待できず、水洗化率向上による使用料収入等の大幅な改善が見通せません。現状のままでは、一般会計からの繰入金による補填が続き、財務改善は期待できません。抜本的な改革のためには、地域特性、現状課題、時間軸等これまで検討されなかった項目（広域化・共同化、施設の統廃合、民間活力の活用、組織再編等）にも着目し、真に効率的な実施計画を策定する必要があります。

①民間活力の活用

維持管理費の削減を検討する際、中部浄化センターを和泊処理場へ編入したように、浄化センターの統合、廃止も検討すべき施策となります。収支状況によっては、処理区分地域の見直しも必要となり、ダウンサイジングとして集団処理から個別処理（浄化槽）へと変更しなければならないケースも想定されます。その際は更新投資や浄化槽設置費等を抑えるために民間資本を活用したPFI導入も有効です。

【PFI導入事例：岩手県柴波町のPFI管理型浄化槽整備】

1. 取組みの背景

公共下水道、農業集落排水事業等集合処理方式の未整備地区における水洗化要望が高かったことから、これらに対応するため費用比較の観点で個別処理（浄化槽）を町が設置することとし、費用効果が高いPFI方式を採用した。

2. 全体概要

整備区域：公共下水道や農業集落排水事業等の集合処理区域外

整備方法：事業目的会社が設置希望者の宅内に浄化槽を設置し、年度末に町が一括買い取る。

管理方法：事業目的会社が受託し管理を行う。使用者は町に対し使用料を支払う。

整備基数：当初設定目標 1,000 基

3. 効果額

財政負担削減額：▲308 億円（整備計画によるVFM）

②広域化・共同化の取組強化

本町は知名町に隣接しており2町で沖永良部島を構成しています。知名町の農業集落排水事業は、最終処理施設2カ所、管渠延長約46kmで運営されており、本町と同様、少子高齢化による使用料収入の減少、施設老朽化に伴う維持管理費の増大、施設利用率の低下等に直面しています。両町は、離島という地理的条件や台風等の自然災害など共通する課題も多く、将来的には農業集落排水事業においても両町が広域化、共同化して事業に取り組むことが必要となります。

【検討案】

- ・両町の処理施設、浄化センター等との施設統廃合
- ・各処理施設の更新投資、修繕時における資材等の共同発注
- ・民間委託業者への共同委託による経費削減
- ・人口減少時代に対応した島内での下水道体制の最適化検討 等

3. 持続可能な施設運営の構築

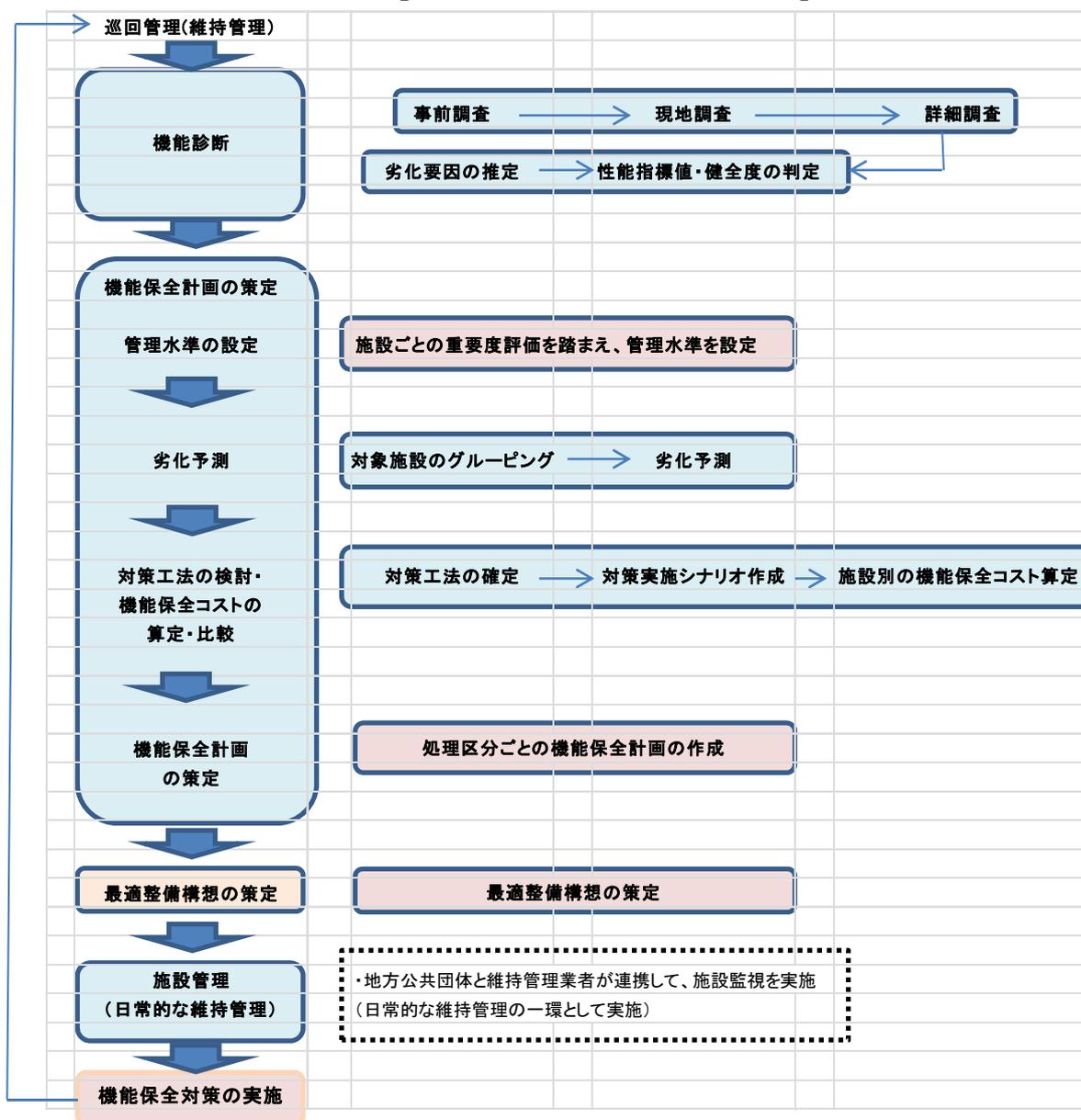
(1) 施設の老朽化対策

計画期間中には、供用開始から20年を超えた施設が半数以上となり、老朽化対策が必要となってきます。特に農業集落排水事業は、維持管理費用、汚水処理費用等が高く処理施設の老朽化が激しい側面があります。このため各施設においては、計画的に点検・調査及び改修を進め、農業集落排水施設の持続的な機能維持とライフサイクルコストの最小化を図る必要があります。

①ストックマネジメント計画の策定

- ・老朽化の進む処理施設を選定し、ストックマネジメント計画を策定します。

【ストックマネジメントのプロセス】



②施設の長寿命化工事の推進

- ・ストックマネジメント計画に基づき、施設の老朽状況を勘案しながら、年次的に長寿命化工事を推進していきます。
- ・長寿命化工事の推進にあたっては、特定の年度に投資額が集中しないように平準化を図ります。

③施設の統合・廃止の検討

- ・ストックマネジメント計画の策定にあたっては、長寿命化対策に要する費用と地区の統合に要する費用及びそれぞれのランニングコスト等について比較し、より経済的な手法を取ることで、投資的経費や維持管理経費の削減を図っていきます。

【農業集落排水処理施設の統合にあたっての検討事項】

- ・物理的可否（地形、処理施設的能力等）
- ・社会的情勢（人口変動、経済変動等）
- ・投資効果（建設費の比較、維持管理費の比較、将来の収支予測等）
- ・住民合意（管路敷設替えに伴う負担金の発生、維持管理組合の体制等）

(2) 町民参加の推進

農業集落排水事業では、農村コミュニティの醸成・強化を図るために、処理場の草刈り等の日常管理を地元住民の手により行うことが推奨されています。また、住民の理解を促進するために体験事業を実施していきます。

①農村コミュニティの維持、活性化

- ・日常的な草刈りやコンポストの配布業務等を地元の維持管理組合に委託し、地域との連携を図っていきます。
- ・維持管理組合長会議を開催し、維持管理に関する情報交換や維持管理のための意識啓発を行い、町政への参加意識を醸成していきます。
- ・中学生以上を対象として職場体験や研修を受け入れ、農業集落排水事業に対する理解を高めていきます。

第V章 投資・財政計画（収支計画）

1. 推計の基本的な考え方

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画であります。ついては、これらの試算にあたっては、以下の考え方に基づくこととします。

- 試算の手順は、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）、「財源試算」（財源の見通し）等を試算したうえで最終的な目的である「投資・財政計画（収支計画）」を策定します。
- 「投資試算」と「財源試算」の作成にあたっては、経営の効率化や安定した経営基盤を確立するために、「第IV章効率化・経営健全化へ向けた施策」を反映するものとします。
- 現在の農業集落排水事業で最も大きな財源は一般会計からの繰入金であるため、本町の財政状況を鑑み、これを減少させることを基本的な目標とします。
- 一般会計からの基準外繰入金は、経営の効率化・健全化に取組み、不足額の縮減に努めたうえで、補填に必要な最小限の金額を見込むものとします。
- 計画期間内は、既存施設の長寿命化に優先的に取組むため、新たな地区における農業集落排水処理施設の建設事業費は、投資計画に見込まないこととします。
- 経済・物価変動による影響は、予測が困難であることから加味しませんが、人口動態に伴う維持管理費や使用料収入の増減については、「和泊町及び知名町人口ビジョン（2010年4月作成）」をもとに変動要因として見込みます。

2. 投資計画

投資的経費は、処理施設の長寿命化工事や管路延伸工事に係る経費等であり、資本的支出のうち建設改良費に計上しています。本計画期間中は、投資的経費の大部分を施設の機能強化事業に集中投資していきます。

(1) 処理施設の長寿命化　　《区分：建設改良費》

長寿命化工事は施設の老朽化対策として実施するものであり、これまで5地区のうち東部地区・北部地区の2地区で実施しています。東部地区・北部地区の施設整備機能強化事業は平成32年度に完了、平成33年度から城地区、仁嶺地区の処理施設の長寿命化工事に着手していく予定です。

また、平成31年度からは計画的に長寿命化工事を進めるためにストックマネジメント計画を策定します。この計画に基づき、平成33年度から優先順位を検討のうえ、実態に則した機能強化事業や長寿命化工事に取り組むこととします。このため設計期間となる平成31年度から平成33年度にかけて投資的事業費は減少しますが、それ以降は長寿命化工事が完了するまで一定の水準で推移していくことになります。

(2) 処理施設の統合・廃止　　《区分：建設改良費》

処理施設の統合は、人口減少に対応するとともに、維持管理費用の削減に大きな効果があります。本町においても平成29年度からは公共下水道施設の和泊浄化センターへ農業集落排水施設の中中部処理場を統廃合する事業に着手するなど維持管理費の削減に取り組んでいます。

現在のところ施設統廃合は整備中ですが処理区域人口の見直しに伴い、各種の経営指標には以下のような変化がすでに表れています。

- ・ 使用料収入は大幅に減少したが、それ以上に汚水処理費用等の経費の削減が大きく、結果として維持管理費用の削減につながった。
- ・ 施設稼働率が改善。平成29年度には処理能力は低下したが、それ以上に平均処理水量も大幅に低下したため、結果として施設稼働率は向上した。
- ・ 処理区域内人口の減少が水洗便所設置済人口の減少率を上回り、水洗化率が向上した。

和泊浄化センターへの統合は平成30年度までは管渠工事のみで稼働はされていませんが、将来的には処理場を閉鎖することで大幅な維持管理費の削減効果が期待できます。

(3) 管路施設の更新　　《区分：建設改良費》

本計画期間内に耐用年数を経過する地区はありませんが、台風災害や地盤沈下等の予期できない原因による破損に対応するため、一定の工事費を確保していくこととします。

(4) ポンプ施設の更新 《区分：建設改良費》

ポンプ等の機械設備は、修繕と更新にかかる費用の比較及び劣化の程度等を総合的に勘案してオーバーホールによるかまたは更新すべきかを決定することとし、効率的かつ効果的な維持管理につとめていきます。また、他市町村に比較し、台風災害や厳しい自然環境に留意し早めの更新投資に備えるなどの投資計画が必要となります。

【機能強化事業等（平成 28 年～平成 38 年度）】

事業内容	事業費合計 単位：千円	事業年度計画										
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
●農村集落排水事業												
東部地区・北部地区施設整備機能強化事業	303,900	97,500	131,200	25,200	50,000							
城地区・仁嶺地区施設整備機能強化事業	413,200						10,000	100,800	100,800	100,800	100,800	
●参考：公共下水道事業												
農業集落排水施設中部地区統廃合事業	342,400		23,900	75,800	84,000	80,000	89,200					
施設耐震対策事業	188,800		27,300		34,000	60,000	70,000					
ストックマネジメント計画策定	36,000				16,000	20,000						
和泊処理区改築更新	300,000							100,000	100,000	100,000		

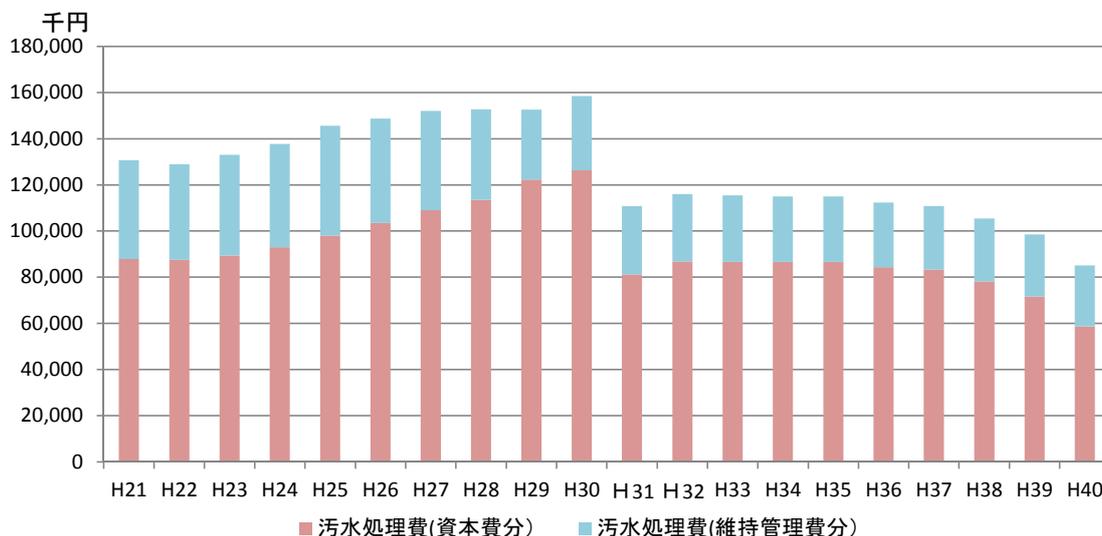
資料：和泊町資料をもとに作成

3. 投資以外の事業計画（固定的経費）

（1）維持管理費　　《区分：営業費用》

維持管理費は処理施設における汚泥収集に係る費用、薬品費及び光熱水道費等であり、その大部分が施設運転のための固定的経費です。この固定的経費は有収水量により変動するため、人口減少・少子高齢化に直面している本町では、減少していくことが想定されます。しかし、全体的に汚水処理費は減少しますが、汚水処理に必要な費用は確保し、健全な施設運転が可能となる運営体制の維持は必要となります。また、汚水処理費用には維持管理費用分以外に初期の設備への投資に対する償還金等の資本的経費にも留意する必要があります。

【汚水処理費の推移見込】



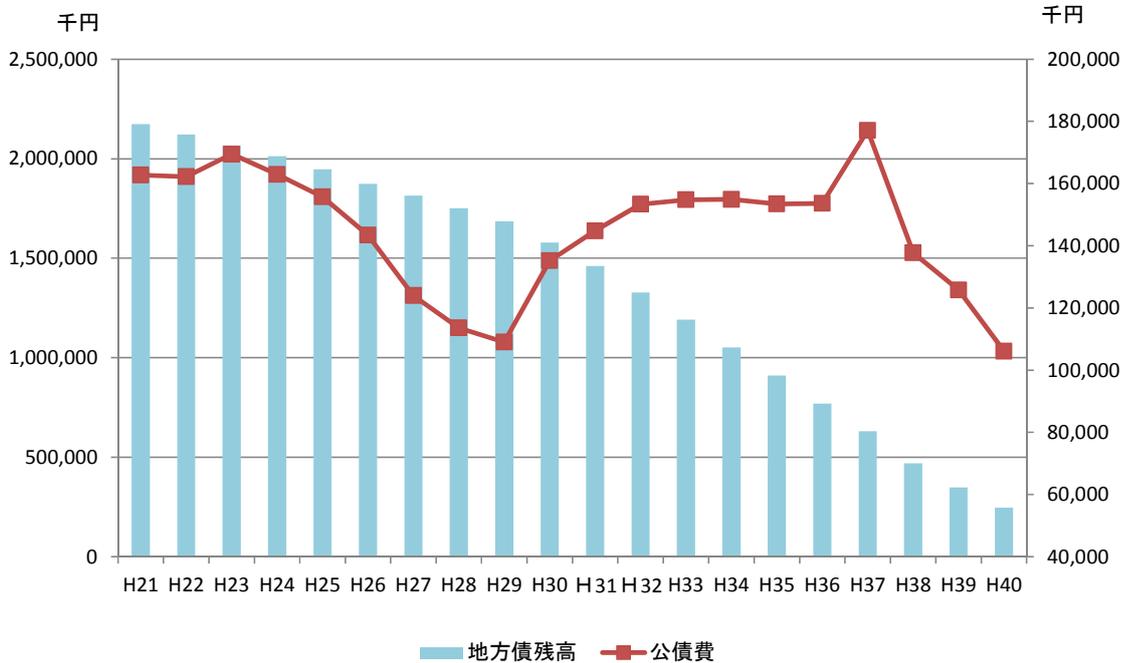
資料：和泊町資料をもとに作成

（2）公債費　　《区分：地方債償還金・支払利息》

公債費はこれまでに建設事業の財源として発行した地方債の元金償還及び利子支払に要する経費であり、平成7年度から平成16年度まで継続して新規地区の建設事業を実施してきたため、右肩上がり推移してきました。ただし、公債費のピークは平成23年度の見込で以降は減少傾向となります。

地方債残高は、新規の更新投資が完了しており、既存施設の更新投資が中心となっているため着実に減少しています。ただし、今後、耐用年数を超える処理施設の更新投資や平成34年度以降の機能強化費の増加等が見込まれ、引き続き計画的な財務体制の構築が求められます。

【地方債残高・公債費の推移見込】



資料：和泊町資料をもとに作成

4. 財源計画

農業集落排水事業は、使用料によって賄われることが基本となっています。しかし、国の定める基準において、一般会計からの繰入が認められています。また、投資的経費については、地方債による借入や国・県からの補助があります。つまり、農業集落排水事業が使用できる主な財源は、「使用料収入」、「一般会計繰入金」、「地方債」の3つと言えます。

(1) 使用料収入 《区分：料金収入》

使用料収入は、農業集落排水事業の基幹的収入であり、事業に係るすべての経費が使用料で賄えることが最も理想的な状態となります。本町では平成28年5月に使用料の改定を実施し、増収に努めてきました。

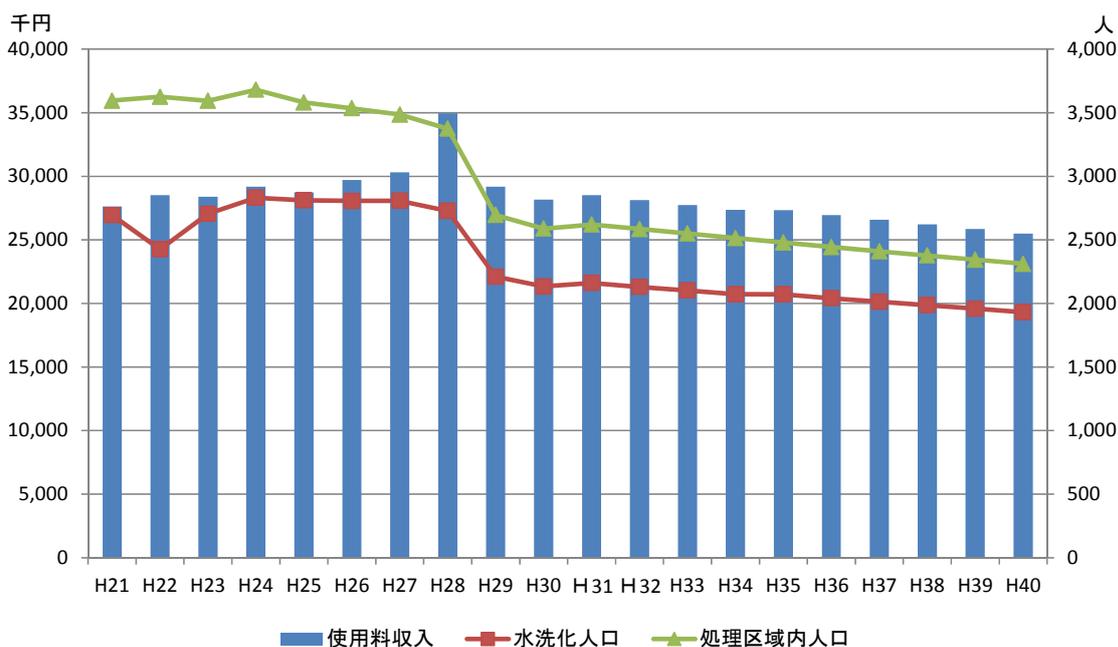
将来の使用料収入を予測するにあたっては、本町の使用料体系が使用料に応じた従量制を採用しているため、将来の人口変動を把握することが必要になります。このため、本経営計画においては、「和泊町及び知名町人口ビジョン」に示された人口を参考に予測を行うこととします。

この「和泊町及び知名町人口ビジョン」によると、本町の人口は長期的に緩やかに減少していくと見込まれており、これに従えば使用料収入も減少していくものと考えられます。

一方で、現在、比較的整備が遅れた地区は水洗化率が低い状況にあることから、これらの地区を中心に水洗化人口を増やしていくことも重要です。

少子高齢化が進展する中、本計画期間内の使用料収入を増加させるためには、各集落の水洗化率の向上に取組みながら再度の料金改定も検討していくことが必要となります。

【使用料収入及び水洗化人口の推移見込】



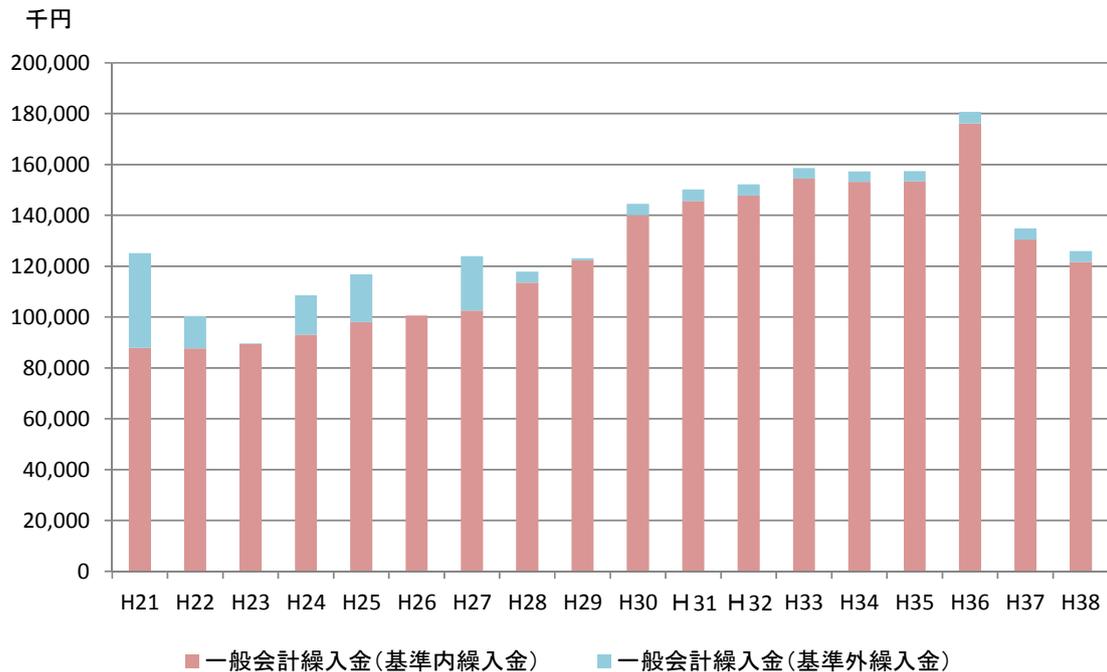
資料：和泊町資料をもとに作成

(2) 一般会計繰入金 《区分：他会計繰入金 他会計補助金》

一般会計繰入金は、一般会計から農業集落排水事業特別会計に繰出されるものであり、その大部分が公債費に充てられます。そのため、公債費の増加に伴って一般会計繰入金も増加する傾向にあります。

この公債費は、平成23年度をピークに減少傾向にあり一般会計繰入金も減少することが予想されます。一般会計繰入金の基準外繰入金は平成26年度にはゼロとなり、平成29年度も813千円と順調に推移しております。今後も人口減少に伴う使用料収入の低下に伴い一般会計繰入金からの充当も避けられない状況にはありますが、極力、基準内繰入金でとどめておくことが重要となります。

【一般会計繰入金の推移見込】



資料：和泊町資料をもとに作成

(3) 地方債 《区分：地方債》

地方債は、投資計画に掲げる事業の財源として借り入れるものであり、処理施設の長寿命化事業や継続的に予算を確保していく管路施設の更新等の事業に充てていきます。国庫補助を受ける事業については、事業費に補助金を充てた残りの財源として、町の単独事業については、事業に必要な限度（最大で9割程度）において借り入れるものです。

本計画期間内では、平成34年度からの城地区、仁嶺地区処理施設の機能強化事業開始にともない地方債の増加が見込まれています。

(4) 国庫補助金 《区分：国（都道府県）補助金》

国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金による補助を想定しており、処理施設の長寿命化事業において利用していきます。これらの事業に対する補助割合は事業費の約60%を見込み、当該年度の事業費に応じて補助を受けることとなります。本町の計画期間においては、平成28年度から平成31年度にかけては東部及び北部地区の長寿命化工事の実施にともない建設改良費が増加した後、平成31年度にはストックマネジメント計画に基づく長寿命化工事の準備期間であるため一時的に減少しますが、平成33年度からは城及び仁嶺地区の長寿命化工事に着手するため、再び増加してきます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

（1）現状維持でのシミュレーション結果

前項までの「投資計画」、「投資以外の事業計画」、「財源計画」等の前提条件を踏まえ、現状維持で推移した場合のシミュレーションを見てみます。

現状のまま推移すると、人口減少に伴い料金収入は減少します。維持管理費は人口減少に伴い微減傾向にありますが料金収入だけでは賄えない状況が続きます。投資計画も現状の計画にある機能強化事業にとどめていても既存の起債償還に加え、今後の投資分の起債の償還負担も増加します。結果として、一般会計からの繰入金は増減を繰り返し、町の財政負担は増す一方です。

以上、現状維持でのシミュレーション結果をみると、農業集落排水事業の安定した経営基盤を確立するためには、前章で検討した効率化・経営健全化に向けた施策を実施していく必要があるといえます。

（2）使用料金改定を実施した場合のシミュレーション結果

現状維持での収支結果は、一般会計からの繰入金の減少には到らない予想となりました。

そのため、料金改定を実施した場合のシミュレーションを2パターン実施しました。

●前提条件

- ・前回料金改定後の5年後となる2020年度に使用料金を10%、20%引き上げる。

●シミュレーション結果

上記前提条件で結果を比較すると、10%引き上げで年間2,586千円、20%引き上げで年間5,172千円、収益が向上する試算となりました。シミュレーション結果では、収支バランスをとる一般会計繰入金はその分少なくなります。全体の額からみると収益改善はごく一部にとどまります。

【シミュレーション結果】

	パターン1 (料金改定なし)	パターン2 (10%改定)	パターン3 (20%改定)
料金収入	25,862千円	28,448千円	31,034千円
基準外繰入金	142,919千円	140,333千円	137,747千円

■パターン1（料金改定なし）

		単位：千円、%											
年度		前々年度	前年度	本年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
区分		(決算)	(決算)	(見込)	(平成31年度)	(平成32年度)	(平成33年度)	(平成34年度)	(平成35年度)	(平成36年度)	(平成37年度)	(平成38年度)	(平成39年度)
収益的収入	1 総収益(A)	152,737	152,344	178,202	177,682	188,293	188,897	191,525	191,417	191,294	217,233	178,220	168,781
	(1) 営業収益(B)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	27,355	27,343	26,949	26,587	26,224	25,862
	ア 料金収入	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	27,355	27,343	26,949	26,587	26,224	25,862
	イ 受託工事収益(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営業外収益	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	164,170	164,074	164,345	190,646	151,996	142,919
	ア 他会計繰入金	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	164,170	164,074	164,345	190,646	151,996	142,919
	イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総費用(D)	65,363	54,726	63,996	50,682	48,243	45,897	43,525	41,417	39,194	36,733	34,220	32,081
	(1) 営業費用	39,177	30,237	40,594	29,619	29,215	28,816	28,412	28,400	27,990	27,614	27,238	26,861
	ア 職員給与と	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ その他	39,177	30,237	40,594	29,619	29,215	28,816	28,412	28,400	27,990	27,614	27,238	26,861
	(2) 営業外費用	26,186	24,489	23,402	21,063	19,028	17,081	15,113	13,018	11,204	9,119	6,983	5,220
	ア 支払利息	26,186	24,489	23,402	21,063	19,028	17,081	15,113	13,018	11,204	9,119	6,983	5,220
うち一時借入金利息	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引(A)-(D)(E)	87,374	97,618	114,206	127,000	140,050	143,000	148,000	150,000	152,100	180,500	144,000	136,700	
資本的収入	1 資本的収入(F)	126,873	147,174	36,168	55,600	3,100	13,600	108,900	108,900	108,900	108,900	3,100	3,100
	(1) 地方債	49,800	43,200	10,100	12,800	0	2,500	25,900	25,900	25,900	25,900	0	0
	うち資本費平準化債	26,200	11,100	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国(都道府県)補助金	70,794	96,187	18,468	38,475	0	7,695	77,566	77,566	77,566	77,566	0	0
	(6) 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) その他	1,302	3,122	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	2 資本的支出(G)	214,065	244,699	150,089	182,450	143,039	156,447	256,566	258,625	260,925	289,371	147,008	139,709
	(1) 建設改良費	99,381	132,965	31,143	56,200	6,200	16,200	114,200	114,200	114,200	114,200	6,200	6,200
	うち職員給与と	6,069	6,244	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
	(2) 地方債償還金(H)	113,580	109,032	113,046	123,750	134,339	137,747	139,866	141,925	144,225	172,671	138,308	131,009
	(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他会計への繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) その他	1,104	2,702	5,900	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
3 収支差引(F)-(G)(I)	△ 87,192	△ 97,525	△ 113,921	△ 126,850	△ 139,939	△ 142,847	△ 147,666	△ 149,725	△ 152,025	△ 180,471	△ 143,908	△ 136,609	
収支再差引(E)+(I)(J)	182	93	285	150	111	153	334	275	75	29	92	91	
積立金(K)													
前年度からの繰越金(L)													
前年度繰上充用金(M)													
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)(N)													
翌年度へ繰り越すべき財源(O)													
実質収支赤字(P)													
(N)-(O)赤字(Q)													
赤字比率 $(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$													
収益的収支比率 $(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	85.4	93.0	100.7	101.9	103.1	102.9	104.4	104.4	104.3	103.7	103.3	103.5	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した(R)													
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	27,355	27,343	26,949	26,587	26,224	25,862	
地方財政法による資金不足の比率 $(\frac{(R)}{(S)} \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した(T)													
資金不足額													
健全化法施行規則第9条に規定する(U)													
解消可能資金不足額													
健全化法施行令第17条により算定した(V)													
規費													
健全化法第22条により算定した(W)													
資金不足比率 $(\frac{(T)}{(V)} \times 100)$													
他会計借入金残高(X)													
地方債残高(X)	1,683	1,689	1,579	1,461	1,341	1,207	1,093	977	861	744	601	496	

○他会計繰入金

年度		前々年度	前年度	本年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
区分		(決算)	(決算)	(見込)	(平成31年度)	(平成32年度)	(平成33年度)	(平成34年度)	(平成35年度)	(平成36年度)	(平成37年度)	(平成38年度)	(平成39年度)
収益的収支分		117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	164,170	164,074	164,345	190,646	151,996	142,919
うち基準内繰入金		113,543	122,352	150,981	149,165	160,165	161,153	164,170	164,074	164,345	190,646	151,996	142,919
うち基準外繰入金		4,240	813	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0
合計		122,758	127,830	155,481	150,390	160,165	161,458	166,504	166,408	166,679	192,980	151,996	142,919

■パターン2（10%引き上げ改定）

単位：千円、%													
区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
		(決算)	(決算)	(見込)	(平成31年度)	(平成32年度)	(平成33年度)	(平成34年度)	(平成35年度)	(平成36年度)	(平成37年度)	(平成38年度)	(平成39年度)
収益的収入	1 総 収 益 (A)	152,737	152,344	178,202	177,682	188,293	188,897	191,525	191,417	191,294	217,233	178,220	168,781
	(1) 営 業 収 益 (B)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	30,090	30,077	29,644	29,246	28,846	28,448
	ア 料 金 収 入 (入)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	30,090	30,077	29,644	29,246	28,846	28,448
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	161,435	161,340	161,650	187,987	149,374	140,333
	ア 他 会 計 繰 入 金	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	161,435	161,340	161,650	187,987	149,374	140,333
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	65,363	54,726	63,996	50,682	48,243	45,897	43,525	41,417	39,194	36,733	34,220	32,081
	(1) 営 業 費 用	39,177	30,237	40,594	29,619	29,215	28,816	28,412	28,400	27,990	27,614	27,238	26,861
	ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	39,177	30,237	40,594	29,619	29,215	28,816	28,412	28,400	27,990	27,614	27,238	26,861
	(2) 営 業 外 費 用	26,186	24,489	23,402	21,063	19,028	17,081	15,113	13,018	11,204	9,119	6,983	5,220
ア 支 払 利 息	26,186	24,489	23,402	21,063	19,028	17,081	15,113	13,018	11,204	9,119	6,983	5,220	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	87,374	97,618	114,206	127,000	140,050	143,000	148,000	150,000	152,100	180,500	144,000	136,700	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	126,873	147,174	36,168	55,600	3,100	13,600	108,900	108,900	108,900	108,900	3,100	3,100
	(1) 地 方 債 償 還 金	49,800	43,200	10,100	12,800	0	2,500	25,900	25,900	25,900	25,900	0	0
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債	26,200	11,100	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	70,794	96,187	18,468	38,475	0	7,695	77,566	77,566	77,566	77,566	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	1,302	3,122	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	2 資 本 的 支 出 (G)	214,065	244,699	150,089	182,450	143,039	156,447	256,566	258,625	260,925	289,371	147,008	139,709
	(1) 建 設 改 良 費	99,381	132,965	31,143	56,200	6,200	16,200	114,200	114,200	114,200	114,200	6,200	6,200
	イ ち 職 員 給 与 費	6,069	6,244	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	113,580	109,032	113,046	123,750	134,339	137,747	139,866	141,925	144,225	172,671	138,308	131,009
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 還 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	1,104	2,702	5,900	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 87,192	△ 97,525	△ 113,921	△ 126,850	△ 139,939	△ 142,847	△ 147,666	△ 149,725	△ 152,025	△ 180,471	△ 143,908	△ 136,609	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	182	93	285	150	111	153	334	275	75	29	92	91	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)													
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (N)-(O) (P)													
赤 字 比 率 ((Q)/(P)) × 100 (Q)													
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(D)+(H)) × 100	85.4	93.0	100.7	101.9	103.1	102.9	104.4	104.4	104.3	103.7	103.3	103.5	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B) - (C) (S)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	30,090	30,077	29,644	29,246	28,846	28,448	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	1,683	1,689	1,579	1,461	1,341	1,207	1,093	977	861	744	601	496	

単位：千円													
区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
		(決算)	(決算)	(見込)	(平成31年度)	(平成32年度)	(平成33年度)	(平成34年度)	(平成35年度)	(平成36年度)	(平成37年度)	(平成38年度)	(平成39年度)
収益的収支		117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	161,435	161,340	161,650	187,987	149,374	140,333
うち 基準内繰入金		113,543	122,352	150,981	149,165	160,165	161,153	161,435	161,340	161,650	187,987	149,374	140,333
うち 基準外繰入金		4,240	813	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支		4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0
うち 基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち 基準外繰入金		4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0
合 計		122,758	127,830	155,481	150,390	160,165	161,458	163,769	163,674	163,984	190,321	149,374	140,333

■パターン3（20%引き上げ改定）

区 分		年 度											単位:千円, %	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	152,737	152,344	178,202	177,682	188,293	188,897	191,525	191,417	191,294	217,233	178,220	168,781	
	(1) 営 業 収 益 (B)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	32,826	32,812	32,339	31,904	31,469	31,034	
	ア 料 金 収 入	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	32,826	32,812	32,339	31,904	31,469	31,034	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	158,699	158,605	158,955	185,329	146,751	137,747	
	ア 他 会 計 繰 入 金	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	158,699	158,605	158,955	185,329	146,751	137,747	
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	65,363	54,726	63,996	50,682	48,243	45,897	43,525	41,417	39,194	36,733	34,220	32,081	
	(1) 営 業 費 用	39,177	30,237	40,594	29,619	29,215	28,816	28,412	28,400	27,990	27,614	27,238	26,861	
	ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	39,177	30,237	40,594	29,619	29,215	28,816	28,412	28,400	27,990	27,614	27,238	26,861	
	(2) 営 業 外 費 用	26,186	24,489	23,402	21,063	19,028	17,081	15,113	13,018	11,204	9,119	6,983	5,220	
	ア 支 払 利 息	26,186	24,489	23,402	21,063	19,028	17,081	15,113	13,018	11,204	9,119	6,983	5,220	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	87,374	97,618	114,206	127,000	140,050	143,000	148,000	150,000	152,100	180,500	144,000	136,700		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	126,873	147,174	36,168	55,600	3,100	13,600	108,900	108,900	108,900	108,900	3,100	3,100	
	(1) 地 方 債 借 入 金	49,800	43,200	10,100	12,800	0	2,500	25,900	25,900	25,900	25,900	0	0	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	26,200	11,100	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	70,794	96,187	18,468	38,475	0	7,695	77,566	77,566	77,566	77,566	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他	1,302	3,122	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
	2 資 本 的 支 出 (G)	214,065	244,699	150,089	182,450	143,039	156,447	256,566	256,625	260,925	289,371	147,008	139,709	
	(1) 建 設 改 良 費	99,381	132,965	31,143	56,200	6,200	16,200	114,200	114,200	114,200	114,200	6,200	6,200	
	ウ ち 職 員 給 与 費	6,069	6,244	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	113,580	109,032	113,046	123,750	134,339	137,747	139,866	141,925	144,225	172,671	138,308	131,009	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	1,104	2,702	5,900	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 87,192	△ 97,525	△ 113,921	△ 126,850	△ 139,939	△ 142,847	△ 147,666	△ 149,725	△ 152,025	△ 180,471	△ 143,908	△ 136,609		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	182	93	285	150	111	153	334	275	75	29	92	91		
精 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)														
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 $(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$														
収 益 的 収 支 比 率 $(\frac{(D)+(H)}{(E)+(I)}) \times 100$	85.4	93.0	100.7	101.9	103.1	102.9	104.4	104.4	104.3	103.7	103.3	103.5		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	34,954	29,179	27,221	28,517	28,128	27,744	32,826	32,812	32,339	31,904	31,469	31,034		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 $((R)/(S) \times 100)$ (T)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (V)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (W)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 $((T)/(V) \times 100)$ (X)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	1,683	1,689	1,579	1,461	1,341	1,207	1,093	977	861	744	601	496		

区 分		年 度											単位:千円	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)	
収益的収支分	117,783	123,165	150,981	149,165	160,165	161,153	158,699	158,605	158,955	185,329	146,751	137,747		
	うち基準内繰入金	113,543	122,352	150,981	149,165	160,165	161,153	158,699	158,605	158,955	185,329	146,751	137,747	
	うち基準外繰入金	4,240	813	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収支分	4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0		
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち基準外繰入金	4,975	4,665	4,500	1,225	0	305	2,334	2,334	2,334	2,334	0	0	
合 計	122,758	127,830	155,481	150,390	160,165	161,458	161,033	160,939	161,289	187,663	146,751	137,747		

6. 収支計画から検討すべき項目

(1) 投資について

本町の農業集落排水施設は、平成7年度から整備を開始しており、機械装置の中には既に耐用年数が到来しているものもあります。本計画期間内においては、主に機械装置の更新投資の発生を見込んでいますが、耐用年数まで期間のある建物や管渠については、建設改良費の発生を見込んでおりません。しかしながら、平成60年代に入ると管渠の更新時期が集中することが予想されます。

このような背景のもと、今後も効率的な更新投資を行っていくために、まずは内部設備を含む処理場を対象にして、平成31年度から平成32年度にかけてストックマネジメント計画を策定します。その後、本計画をもとに緊急度の高いものから計画的に改修を行う予定です。

また、更新投資に際しては、中部処理場を和泊処理センターへ移管したように、必要に応じてダウンサイジングを行うなどして更新負担の軽減を図ります。

このほか、下水道事業のようなインフラ事業では、整備開始時に大規模な投資を行うため、多くの資産が同時に耐用年数を迎えることになり、耐用年数の到来のタイミングで同時に更新しようとする则一度に多額の費用がかかることが想定されます。このため、あらかじめ計画を策定し、更新年度を前後に分散させることによって、更新負担を平準化するように努めます。

(2) 財源について

財源の確保のためには適正な使用料金水準を確保することが必要不可欠です。しかしながら、本町の農業集落排水使用料は、他団体に比較してすでに高水準にあります。農業集落排水事業は公共サービスであることから、全ての使用者に低廉な価格でサービスを提供する必要があります。今後、人口減少にともない大幅な使用料金の減少が避けられない場合は、再度の使用料金値上げについて検討する必要があります。

(3) 投資以外の経費について

投資にかかる建設改良費以外の経費についても削減の努力を行い、各種の経費削減策に取り組んでいきます。具体的には、「複数施設の維持管理を包括委託による委託料の削減」、「資材等の共同発注」、「漏水箇所の補修による処理水量の抑制」等を検討していきます。

(4) 公営企業会計の導入

現在の本町農業集落排水事業特別会計は、地方公営企業法の非適用事業であり、一般会計と同様に現金主義会計をとっています。一方、総務省は公営企業の地方公営企業法適用（法適用）を求めており、下水道事業は法適化の重点事業と位置づけています。

公営企業会計を導入することにより、事業の経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を基礎とした経営状況を的確に把握することができ、町民への明確な説明ができるとともに、経済性が発揮されているかどうかを検証するため、他団体との比較が容易になります。今後、公営企業会計の導入に向けて検討していきます。

【企業会計導入（法適用）のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
①使用料改定の際、住民に経費負担の説明がしやすい ②ストック（資産・負債）の情報が把握できる ③施設に計画的な維持更新ができる ④官庁会計に比べ、弾力的な会計処理ができる ⑤一般会計からの繰入基準が明確である ⑥消費税の軽減 ⑦職員のコスト意識が向上する ⑧費用対効果の考え方に基づく事業運営ができる	①移行事務に膨大な時間と労力、費用を要する ②費用が細に積算されるため、基準外繰入が抑制される可能性がある。 ③事業によって法適用しない公営企業があれば、企業会計と特別会計が並立し、会計処理に混乱が生じる懸念がある。 ④費用対効果を強く意識するため、従来の整備計画の見直しを迫られる可能性がある。

出所：「公営企業」平成24年3月号

第VI章 計画の進行管理

■PDCAサイクルによる進行管理

経営戦略のモニタリングは、年1回、決算終了後に収支計画と実績値を比較して行います。投資・財政計画の更新等に当たっては、事業別の「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取り組み等についても検証します。

経営計画の見直しについては、5年おきに事業の進捗や各種施策の遂行状況に合わせて、目標及び計画数値を再検討することとします。

●P (PLAN) 計画

現状、課題を把握したうえで中長期的な見通しを立て、必要な施策や成果指標をまとめた経営戦略を策定します。

●D (DO) 実行

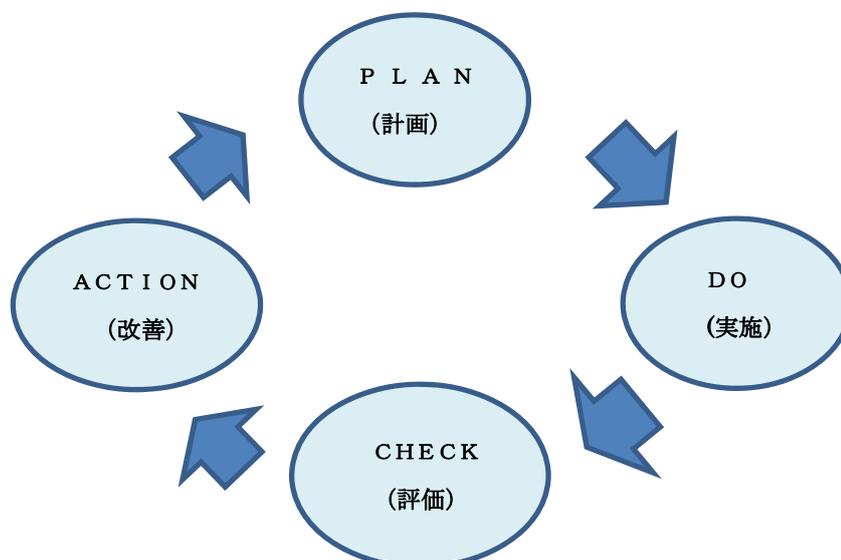
経営戦略に盛り込まれた施策や施策別の計画を実行します。

●C (CHECK) 評価

施策実行の実績や進捗状況、目標達成度合いに対する評価を行います。

●A (ACTION) 改善

進捗実績評価、情勢変化を踏まえ、施策の内容・実行方法や施策別計画の見直しを行うとともに、見直し結果等を次期経営戦略に反映させます。



【参考資料】

1. 主な経営戦略指標の説明

(1) 収益的収支比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
収益的収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

(2) 地方債残高対事業規模比率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
地方債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$

【指標の意味】

料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか判断します。

(3) 経費回収率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

【分析の考え方】

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するので、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(4) 汚水処理原価 (円)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコストを表した指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はないため、経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断します。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

(5) 施設利用率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

【分析の考え方】

明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。

(6) 水洗化率 (%)

【算出式】

	算出式 (法非適用企業)
水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】

公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から、水洗化率は100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満の場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため水洗化率向上の取組が必要です。

2. 主な用語解説

用語	説明
一般会計	一会計年度（4月1日から翌年3月末日まで）における地方公共団体の現金収入と現金支出（歳入・歳出）の出納を一般的に経理する会計のうち、行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計のこと。
一般会計繰入金	農業集落排水事業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下の水道事業の用に供する水道のこと。
管渠	下水を収集し排除するための施設。鉄筋コンクリート管や硬質塩化ビニル管等がある。
管渠更新率	$(\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} \div \text{下水道敷設延長}) \times 100$ 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。管渠の更新ペースや状況を把握できる。
行政区域内人口	行政を執行する際、地域区分内での住民基本台帳に基づく人口。
経営戦略	各農業集落排水事業者が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を主な構成要素とする。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
下水道普及率	$(\text{処理区域内人口} \div \text{行政区域内人口}) \times 100$ 区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合で、下水道普及状況を示す。
下水道汚泥	下水処理場において、汚水処理の過程にて発生する泥状の物質。脱水することで、汚水汚泥や脱水ケーキとも呼ばれる。
下水道資源	下水道の処理水や汚泥に含まれるエネルギー資源として有効利用できるもの。
公共下水道	主として市街地における家庭や工場等からの下水を排除し、処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
資本的収支	事業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良に係る地方債償還金などの支出とその財源となる収入のこと。
資本費	農業集落排水事業の施設（処理場や下水道管）を建設するときに借り入れた地方債の元利償還金

用語	説明
収益的収支	農業集落排水事業の営業活動に伴って発生する収入と支出のこと。
受益者負担金	下水道管が接続され下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用のこと。
収納率	下水道使用料の調定額に対し、実際に収納された金額の割合のこと。
浄水場	浄水処理に必要な設備がある施設のこと。原水の水質により浄水方法は異なる。
使用料単価	下水道使用料÷年間総有収水量 [円/㎡] 使用料の対象水量 1 ㎡あたりの使用料収入で、使用料の料金水準を示す。
処理区域内人口	農業集落排水事業の計画区域内の人口。計画区域が複数の処理区によって構成されている場合もあり、処理区別の人口を示す。
耐震化、地震対策	地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性、重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制を確保すること。また、施設の耐震性能を確保する対策のこと。
耐震化率・耐震適合率	耐震化率とは、対象施設全体に対して、十分な耐震性を有する施設が、どの程度あるのかを示す割合のこと。 耐震適合率とは、管渠の総延長に対して、耐震適合性のある管路の延長が、どの程度あるのかを示す割合のこと。
耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数のこと。
ダウンサイジング	需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
地方債	事業資金に充てるために国等から調達する長期の借入金のこと。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
長寿命化計画	事故の防止とライフサイクルコスト（設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計）の最小化を考慮した計画的な工事を実施するため策定する行動計画のこと。
特定環境保全公共下水道事業	自然環境の健全又は農山漁村における水質保全に資する公共下水道事業。対象人口は、1,000 人～10,000 人とされている。
農業集落排水事業	農業振興地域内の農業集落を対象とした農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした事業。受益戸数が、概ね 20 戸以上、1,000 戸以下とされている。

用語	説明
バイオマス	生物由来の再生可能な有機性資源のことで、化石資源は除く。下水道では、消化ガスや汚泥等が該当する。
不明水	下水道管渠には、地下水や雨水等の排水以外のものが入ってくる。これらの侵入水のこと。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
有収水量(下水)	下水道使用料の対象となった水量のこと。
有収水量(上水)	使用料徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量のこと。
有収率	$(\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量}) \times 100$
	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。
流域下水道	行政区域にとらわれることなく、一つの河川・湖沼などの区域にある二つ以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を広域的に集めて、終末処理場で浄化し、公共用水域に放流する大規模な下水道のこと。
使用料回収率	$(\text{使用料単価} \div \text{給水原価}) \times 100$
	汚水処理に係る費用が、どの程度使用料収入で賄えているかを表した指標。料金水準等を評価することが可能である。
使用料単価	$\text{使用料収入} \div \text{年間有収水量} [\text{円}/\text{m}^3]$
	下水道使用料の対象となった水 1 m ³ あたりで得られた収入。下水道使用料の水準を示す指標。
類似規模 団体平均	下水処理形態、公営企業法の適用状況、現在処理区域内人口で区分された類似団体の平均値のこと。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。P F Iとの違いは、P F Iは公共が基本的な企画計画を作成するが、P P Pでは企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より広い範囲を民間に任せる手法となっている。